

半 期 報 告 書

(第7期中) 自 平成 20 年 4 月 1 日
至 平成 20 年 9 月 30 日



(E03538)

第7期中(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)

半 期 報 告 書

- 1 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んであります。

株式会社りそな銀行

目 次

	頁
第7期中 半期報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	6
3 【関係会社の状況】	6
4 【従業員の状況】	7
第2 【事業の状況】	8
1 【業績等の概要】	8
2 【生産、受注及び販売の状況】	32
3 【対処すべき課題】	32
4 【経営上の重要な契約等】	34
5 【研究開発活動】	35
第3 【設備の状況】	36
1 【主要な設備の状況】	36
2 【設備の新設、除却等の計画】	36
第4 【提出会社の状況】	37
1 【株式等の状況】	37
(1) 【株式の総数等】	37
(2) 【新株予約権等の状況】	51
(3) 【ライツプランの内容】	51
(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】	51
(5) 【大株主の状況】	52
(6) 【議決権の状況】	53
2 【株価の推移】	53
3 【役員の状況】	54
第5 【経理の状況】	55
1 【中間連結財務諸表等】	56
(1) 【中間連結財務諸表】	56
【中間連結貸借対照表】	56
【中間連結損益計算書】	57
【中間連結株主資本等変動計算書】	58
【中間連結キャッシュ・フロー計算書】	60
(2) 【その他】	116

	頁
2 【中間財務諸表等】	117
(1) 【中間財務諸表】	117
【中間貸借対照表】	117
【中間損益計算書】	119
【中間株主資本等変動計算書】	120
(2) 【その他】	150
第6 【提出会社の参考情報】	151
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	152

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成20年11月27日

【中間会計期間】 第7期中(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

【会社名】 株式会社りそな銀行

【英訳名】 Resona Bank, Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 水田 廣行

【本店の所在の場所】 大阪市中央区備後町二丁目2番1号

【電話番号】 大阪(06)6271 - 1221(代表)

【事務連絡者氏名】 経営管理部長 古川 裕二

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番2号

【電話番号】 東京(03)3287 - 2111(代表)

【事務連絡者氏名】 経営管理部主計室長 大橋 寛之

【縦覧に供する場所】 該当ありません

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成18年度 中間連結 会計期間	平成19年度 中間連結 会計期間	平成20年度 中間連結 会計期間	平成18年度	平成19年度
		(自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日)	(自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日)	(自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日)	(自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日)	(自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日)
連結経常収益	百万円	402,015	363,101	332,595	807,694	748,331
うち連結信託報酬	百万円	3,756	3,986	3,448	8,227	8,637
連結経常利益	百万円	147,985	74,703	103	302,671	134,178
連結中間純利益	百万円	385,622	87,936	54,318	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	552,661	206,759
連結純資産額	百万円	1,514,121	1,325,845	1,172,950	1,648,636	1,200,783
連結総資産額	百万円	27,311,831	26,637,278	25,472,921	27,462,271	26,401,292
1株当たり純資産額	円	△36.07	△41.75	△46.20	△31.89	△45.82
1株当たり中間純利益金額	円	12.12	2.85	1.76	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	17.16	5.71
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	7.14	1.57	0.75	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	10.24	3.69
自己資本比率	%	5.0	4.4	4.1	5.4	4.0
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△913,161	△521,447	△80,465	△226,951	△470,859
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	541,618	589,744	△62,664	424,071	1,112,925
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△156,477	△380,271	△19,637	△340,301	△562,908
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	432,247	505,147	733,390	—	—
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	—	—	—	817,113	896,170
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	8,388 [6,931]	8,338 [7,033]	8,533 [6,705]	8,158 [6,938]	8,277 [7,024]
信託財産額	百万円	1,501,849	1,574,386	1,566,906	1,608,218	1,543,450

- (注) 1 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1 「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 3 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して計算しております。
- 4 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係るものを記載しております。なお、該当する信託業務を営む会社は当社1社です。

(2) 当社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第5期中	第6期中	第7期中	第5期	第6期
決算年月		平成18年9月	平成19年9月	平成20年9月	平成19年3月	平成20年3月
経常収益	百万円	400,646	362,842	327,146	796,431	741,667
うち信託報酬	百万円	3,756	3,986	3,448	8,227	8,637
経常利益 (△は経常損失)	百万円	143,444	71,520	△6,745	284,937	120,733
中間純利益	百万円	386,757	87,783	50,894	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	546,871	198,739
資本金	百万円	279,928	279,928	279,928	279,928	279,928
発行済株式総数	千株	普通株式 30,843,933 乙種第一回 優先株式 680,000 丁種第一回 優先株式 120 戊種第一回 優先株式 240,000 己種第一回 優先株式 80,000 第1種第一回 優先株式 12,500,000 第2種第一回 優先株式 12,808,217 第3種第一回 優先株式 12,500,000	普通株式 30,845,461 乙種第一回 優先株式 680,000 戊種第一回 優先株式 240,000 己種第一回 優先株式 80,000 第1種第一回 優先株式 12,500,000 第2種第一回 優先株式 12,808,217 第3種第一回 優先株式 12,500,000	普通株式 30,845,461 乙種第一回 優先株式 680,000 戊種第一回 優先株式 240,000 己種第一回 優先株式 80,000 第1種第一回 優先株式 12,500,000 第2種第一回 優先株式 12,808,217 第3種第一回 優先株式 12,500,000	普通株式 30,844,697 乙種第一回 優先株式 680,000 丁種第一回 優先株式 60 戊種第一回 優先株式 240,000 己種第一回 優先株式 80,000 第1種第一回 優先株式 12,500,000 第2種第一回 優先株式 12,808,217 第3種第一回 優先株式 12,500,000	普通株式 30,845,461 乙種第一回 優先株式 680,000 戊種第一回 優先株式 240,000 己種第一回 優先株式 80,000 第1種第一回 優先株式 12,500,000 第2種第一回 優先株式 12,808,217 第3種第一回 優先株式 12,500,000
純資産額	百万円	1,368,631	1,173,665	1,026,774	1,490,032	1,057,099
総資産額	百万円	27,373,578	26,597,056	25,403,665	27,427,023	26,352,750
預金残高	百万円	18,913,640	19,092,572	18,635,548	19,493,511	19,284,738
貸出金残高	百万円	17,974,837	17,275,853	16,827,962	17,818,392	17,175,187
有価証券残高	百万円	5,059,070	4,618,583	4,104,478	5,257,370	3,950,786

回次		第5期中	第6期中	第7期中	第5期	第6期		
決算年月		平成18年9月	平成19年9月	平成20年9月	平成19年3月	平成20年3月		
1株当たり配当額	円	普通株式 3.10	普通株式 5.45	普通株式 未定	普通株式 14.5	普通株式 5.55		
		乙種第一回 優先株式 3.18	乙種第一回 優先株式 3.18	乙種第一回 優先株式 未定	乙種第一回 優先株式 6.36	乙種第一回 優先株式 6.36		
		丁種第一回 優先株式 5.00			丁種第一回 優先株式 10.00			
		戊種第一回 優先株式 7.19	戊種第一回 優先株式 7.19	戊種第一回 優先株式 未定	戊種第一回 優先株式 14.38	戊種第一回 優先株式 14.38		
		己種第一回 優先株式 9.25	己種第一回 優先株式 9.25	己種第一回 優先株式 未定	己種第一回 優先株式 18.50	己種第一回 優先株式 18.50		
		第1種第一回 優先株式 0.1855	第1種第一回 優先株式 0.2820	第1種第一回 優先株式 未定	第1種第一回 優先株式 0.371	第1種第一回 優先株式 0.564		
		第2種第一回 優先株式 0.1855	第2種第一回 優先株式 0.2820	第2種第一回 優先株式 未定	第2種第一回 優先株式 0.371	第2種第一回 優先株式 0.564		
		第3種第一回 優先株式 0.1855	第3種第一回 優先株式 0.2820	第3種第一回 優先株式 未定	第3種第一回 優先株式 0.371	第3種第一回 優先株式 0.564		
		自己資本比率	%	4.9	4.4	4.0	5.4	4.0
		従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	8,162 [6,912]	8,117 [7,009]	8,306 [6,676]	7,938 [6,918]	8,053 [7,000]
信託財産額	百万円	1,501,849	1,574,386	1,566,906	1,608,218	1,543,450		
信託勘定貸出金残高	百万円	162,432	140,978	119,121	151,362	126,327		
信託勘定有価証券残高	百万円	0	0	0	0	0		

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して計算しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容については、重要な変更はありません。
また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状態】

(1) 連結会社における従業員数

平成20年9月30日現在

従業員数(人)	8,533[6,705]
---------	--------------

- (注) 1 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員6,747人を含んでおりません。
2 臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当社の従業員数

平成20年9月30日現在

従業員数(人)	8,306[6,676]
---------	--------------

- (注) 1 従業員数は、受入出向者及び海外の現地採用者を含み、出向者、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。なお、嘱託及び臨時従業員は6,715人であります。また、取締役を兼務しない執行役員26名も含んでおりません。
2 臨時従業員数は、[]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
3 当社の従業員組合は、りそな銀行従業員組合と称し、組合員数は7,709人(出向者を含む)であります。労使間において特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(金融経済環境)

当中間連結会計期間の世界経済は先進国を中心に減速の動きが広がりました。米国経済は減税による消費下支えはあったものの、雇用環境が悪化するなかで住宅投資の減少が続き、停滞しました。欧州経済はインフレ率の上昇から消費が弱めの動きとなり、輸出もユーロ高と海外景気の減速を受け低調に推移しました。また一部地域には住宅市場の深い調整が見られました。一方、新興国や資源国はインフレ率の上昇が重しとなりましたが、総じて景気拡大基調を維持しました。

わが国経済は減速基調となりました。輸出は新興国向けが底堅かったものの、最大の黒字相手国である米国向けが落ち込みました。設備投資は企業の景況感悪化を背景に増勢が鈍化しました。また企業の人件費抑制姿勢に変化はなく賃金上昇率は軟化し、雇用情勢も悪化しました。こうした環境のもとで消費マインドは弱い状況が継続し、個人消費は減速しました。国内企業物価は国際商品価格の高騰を背景に上昇傾向を強め、消費者物価指数（全国、除く生鮮食品）も前年比のプラス幅が拡大しました。

金融資本市場は、不安定な欧米の金融市場の動きに影響を受ける展開となりました。3月の米国における金融システム対策が功を奏し、期央にかけては株高・金利上昇の動きも見られました。しかし、夏場以降は米国で金融機関の経営不安が再燃したため、株価は下落し金利も低下基調を強めました。長期金利（新発10年国債市場利回り）は一時1.9%に迫る動きから1.4%台を中心とした動きとなりました。株式市場では日経平均が1万4500円を超える場面も見られましたが、当中間連結会計期間末には1万1000円に迫りました。円の対ドルレートはドル買戻しの流れから一旦110円台まで円安が進行しましたが、当中間連結会計期間末にかけて米国の金融システム不安の高まりを背景に円売りの動きが一服しました。一方、短期金利は日本銀行が金融政策の運営方針を据え置きとしたことから横ばい圏での推移となりました。

(経営方針)

当社は、公的資金による多額の資本増強を真摯に受け止め、平成15年11月に集中再生期間における計画として、経営の健全化のための計画（以下、健全化計画）を策定・公表し、徹底した財務改革を中心に再生のための基礎を構築いたしました。平成16年11月には、「リストラから営業力強化へ」をテーマに、集中再生期間後の「再生」から「飛躍」に向けた新たなステージにおける健全化計画を策定・公表いたしました。平成18年11月には、「差別化戦略の徹底による持続的成長」により「公的資金返済」を実現していく計画を策定・公表し、質を重視した成長戦略を進めてまいりました。

こうした改革の成果を踏まえ、平成24年3月末までを新たな計画期間とする「経営の健全化のための計画」を平成20年11月に公表いたしました。本計画期間においては、『りそな』の差別化戦略を徹底し、更なる「事業領域の選択と集中」（重点地域・重点ビジネスの再整理）や、「りそなスタイルの確立」（新しい企業文化の創造、個の重視、信頼度No.1への挑戦）に取り組むことで、「真のリテールバンク『りそな』」の姿をお示ししてまいります。

『りそな』の目指すリテールバンクの姿とは、個人・法人を問わず、地域に根付いたきめ細かなリレーションを構築し、お客さま本位のビジネスを行う金融サービス企業であります。個人のお客さまには、人生の様々な場面で活用いただける最適な商品・サービスをご提供することにより、豊かな生活設計をサポートしてまいります。また、法人のお客さまには、事業の様々な場面で経営課題の解決に向けた最適な提案をすることにより、事業の成長をサポートしてまいります。

こうした取組みにより、金融サービス企業として他の追随を許さないリテールバンクのフロントランナーとしての地位を確立し、個人のお客さま、中堅・中小企業のお客さまとのお取引からの「リテール収益の拡大」と、質を重視した収益拡大の指標である「RORA (Return on Risk weighted Asset) の向上」を目指してまいります。

また、当社は、地域に根ざした金融機関として、引き続きお客さまや地域に軸足を置いた運営を徹底し、地域の資金ニーズに積極的にお応えするなど地域に貢献してまいります。さらに、グループの企業価値向上のため、関係当局の承認を前提として、当社はりそな信託銀行と平成20年11月公表の健全化画期間中に合併する方針といたしております。商業銀行の豊富なお客さま基盤と信託銀行の高い専門性を有機的に結合させ、信頼と信託をベースとしたお客さまとのリレーションを軸に、信託機能を活用したソリューションをご提供してまいります。

(業績)

当中間連結会計期間における財政状態及び経営成績は、以下のとおりとなりました。

総資産は前連結会計年度末比9,283億円減少して25兆4,729億円となりました。

資産では、有価証券は前連結会計年度末比1,611億円増加して4兆1,231億円に、特定取引資産は前連結会計年度末比1,489億円増加して5,629億円となりましたものの、現金預け金は前連結会計年度末比4,178億円減少して1兆3,651億円に、貸出金は前連結会計年度末比3,441億円減少して16兆8,740億円に、その他資産は前連結会計年度末比2,330億円減少して6,630億円となりました。

負債につきましては、売現先勘定は前連結会計年度末比6,255億円増加して6,425億円となりましたものの、預金は前連結会計年度末比6,360億円減少して18兆6,798億円に、コールマネー及び売渡手形は前連結会計年度末比5,155億円減少して4,809億円に、譲渡性預金は前連結会計年度末比1,706億円減少して2兆1,107億円となっております。なお、定期預金は前連結会計年度末比571億円増加し、7兆2,118億円となっております。

純資産の部につきましては、中間純利益の計上等により株主資本合計が前連結会計年度末比526億円増加し9,442億円に、その他有価証券評価差額金の減少などにより評価・換算差額等合計が前連結会計年度末比796億円減少して1,021億円に、少数株主持分が前連結会計年度末比8億円減少して1,265億円となっております。以上の結果、純資産の部全体では前連結会計年度末比278億円減少して、1兆1,729億円となっております。

経営成績につきましては、経常収益が前中間連結会計期間比305億円減少し3,325億円となりました。内訳を見ますと、特定取引収益が前中間連結会計期間比116億円減少して15億円となったほか、市況の悪化などに伴う投資信託販売や不動産関連手数料の不調により役務取引等収益が前中間連結会計期間比95億円減少して488億円に、有価証券利息配当金の減少等により資金運用収益が前中間連結会計期間比72億円減少して2,277億円となりました。

経常費用は、前中間連結会計期間比440億円増加し、3,324億円となりました。内訳を見ますと、債券関係損益の改善などにより、その他業務費用が前中間連結会計期間比356億円減少して60億円になりましたものの、一部業種、大口先を中心とした償却・引当が増加したことなどにより、その他経常費用が前中間連結会計期間比753億円増加して1,310億円になったほか、特定取引費用につきましても前中間連結会計期間比72億円増加して73億円となりました。なお、営業経費につきましては、前中間連結会計期間と同水準の1,108億円となっております。

特別利益につきましては、東京本社ビル売却による固定資産処分益等により、前中間連結会計期間比896億円増加して1,154億円となっております。また、特別損失は25億円となりました。

なお、法人税等調整額は前連結会計年度に計上した東京本社ビルの売却に伴う繰延税金資産を取崩したことなどにより、前中間連結会計期間比257億円増加して457億円となっております。

以上により、連結経常利益は前中間連結会計期間比745億円減少し1億円に、連結中間純利益は前中間連結会計期間比336億円減少し543億円となりました。また、1株当たり中間純利益は1円76銭となっております。なお、当社グループの業績中、事業の種類別では銀行信託業務が、所在地別では本邦における業務が、各々大宗を占めています。

(平成20年9月末における剰余金の分配可能額について)

会社法第461条では、剰余金の配当等を行った場合の効力発生日における剰余金の分配可能額について定めていますが、平成20年9月末における剰余金の分配可能額は、2,946億円であります。

(キャッシュ・フローの状況)

営業活動によるキャッシュ・フローは、前中間連結会計期間比4,409億円支出が減少して、804億円の支出となりました。これは、主として預け金の減少やコールローン等の減少によるものです。投資活動によるキャッシュ・フローは、前中間連結会計期間比6,524億円支出が増加して626億円の支出となりました。これは主として有価証券の取得による支出によるものです。財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金支払額の減少を主因として前中間連結会計期間比3,606億円支出が減少して196億円の支出となりました。これらの結果、現金及び現金同等物の中間連結会計期間末残高は、前連結会計年度末比1,627億円減少して7,333億円となりました。

(1) 国内・海外別収支

当中間連結会計期間の資金運用収支は、国内は1,674億円、海外は55億円となり、合計(相殺消去後。以下同じ)では、1,710億円となりました。

信託報酬及び特定取引収支は国内のみであり、それぞれ34億円、△58億円となりました。

また、役務取引等収支及びその他業務収支は国内がその大半を占めており、それぞれ合計では282億円、237億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	169,587	5,971	△519	176,078
	当中間連結会計期間	167,464	5,576	1,946	171,094
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	232,704	7,768	5,510	234,962
	当中間連結会計期間	225,750	6,920	4,910	227,760
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	63,117	1,797	6,030	58,884
	当中間連結会計期間	58,285	1,344	2,963	56,666
信託報酬	前中間連結会計期間	3,986	—	—	3,986
	当中間連結会計期間	3,448	—	—	3,448
役務取引等収支	前中間連結会計期間	36,970	227	—	37,197
	当中間連結会計期間	28,011	216	—	28,227
うち役務取引等 収益	前中間連結会計期間	58,138	227	—	58,366
	当中間連結会計期間	48,562	240	—	48,802
うち役務取引等 費用	前中間連結会計期間	21,168	0	—	21,168
	当中間連結会計期間	20,551	23	—	20,575
特定取引収支	前中間連結会計期間	13,105	—	—	13,105
	当中間連結会計期間	△5,806	—	—	△5,806
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	13,202	—	—	13,202
	当中間連結会計期間	1,572	—	—	1,572
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	97	—	—	97
	当中間連結会計期間	7,379	—	—	7,379
その他業務収支	前中間連結会計期間	△11,236	286	—	△10,949
	当中間連結会計期間	23,658	107	0	23,764
うちその他業務 収益	前中間連結会計期間	30,450	286	—	30,737
	当中間連結会計期間	29,658	107	0	29,764
うちその他業務 費用	前中間連結会計期間	41,687	—	—	41,687
	当中間連結会計期間	6,000	—	—	6,000

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

3 資金調達費用は、金銭の信託運用見合額の利息を控除しております。

(2) 国内・海外別資金運用／調達状況

当中間連結会計期間の資金運用勘定平均残高は、貸出金を中心に23兆4,500億円(相殺消去前)となりました。

このうち国内は23兆2,557億円、海外は1,942億円となりました。

資金調達勘定平均残高は、預金を中心に23兆8,540億円(相殺消去前)となりました。

このうち国内は23兆7,909億円、海外は631億円となりました。

資金運用勘定の利回りは、国内は1.93%、海外は7.10%、合計では1.94%となりました。

資金調達勘定の利回りは、国内は0.48%、海外は4.24%、合計では0.47%となりました。

国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	23,950,775	232,704	1.93
	当中間連結会計期間	23,255,774	225,750	1.93
うち貸出金	前中間連結会計期間	17,365,955	181,978	2.09
	当中間連結会計期間	16,787,797	180,884	2.14
うち有価証券	前中間連結会計期間	4,731,093	21,226	0.89
	当中間連結会計期間	4,127,317	18,167	0.87
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	1,157,512	6,650	1.14
	当中間連結会計期間	1,415,005	6,415	0.90
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	103,581	274	0.52
	当中間連結会計期間	32,300	80	0.49
うち預け金	前中間連結会計期間	413,060	6,179	2.98
	当中間連結会計期間	797,505	7,309	1.82
資金調達勘定	前中間連結会計期間	24,312,249	63,117	0.51
	当中間連結会計期間	23,790,934	58,285	0.48
うち預金	前中間連結会計期間	18,816,033	27,302	0.28
	当中間連結会計期間	18,473,557	28,332	0.30
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	2,233,765	5,618	0.50
	当中間連結会計期間	2,472,860	6,151	0.49
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	1,519,362	4,857	0.63
	当中間連結会計期間	1,066,341	3,483	0.65
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	108,309	303	0.55
	当中間連結会計期間	226,821	679	0.59
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	131,311	780	1.18
	当中間連結会計期間	79,552	250	0.62
うちコマース・ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	344,380	1,522	0.88
	当中間連結会計期間	369,669	1,366	0.73

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。

2 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の国内連結子会社については、月末毎又は半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

3 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除しております。

海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	216,184	7,768	7.16
	当中間連結会計期間	194,246	6,920	7.10
うち貸出金	前中間連結会計期間	66,193	2,467	7.43
	当中間連結会計期間	64,004	2,246	7.00
うち有価証券	前中間連結会計期間	138,643	5,157	7.41
	当中間連結会計期間	124,858	4,525	7.22
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	9,370	104	2.22
	当中間連結会計期間	2,744	110	8.04
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引支払 保証金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	1.66
うち預け金	前中間連結会計期間	312	16	10.76
	当中間連結会計期間	6	0	1.66
資金調達勘定	前中間連結会計期間	70,246	1,797	5.10
	当中間連結会計期間	63,116	1,344	4.24
うち預金	前中間連結会計期間	38,023	991	5.19
	当中間連結会計期間	37,712	738	3.90
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間	804	29	7.28
	当中間連結会計期間	90	18	39.96
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引受入 担保金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコマース・ ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	11,410	326	5.70
	当中間連結会計期間	13,077	273	4.17

(注) 1 「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の海外連結子会社については、月末毎又は半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

3 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除しております。

合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺 消去額 ()	合計	小計	相殺 消去額 ()	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	24,166,960	173,784	23,993,175	240,473	5,510	234,962	1.95
	当中間連結会計期間	23,450,021	146,424	23,303,596	232,671	4,910	227,760	1.94
うち貸出金	前中間連結会計期間	17,432,148	29,556	17,402,592	184,446	700	183,745	2.10
	当中間連結会計期間	16,851,801	19,462	16,832,338	183,131	402	182,728	2.16
うち有価証券	前中間連結会計期間	4,869,737	143,224	4,726,512	26,383	4,788	21,594	0.91
	当中間連結会計期間	4,252,176	125,832	4,126,343	22,692	4,500	18,191	0.87
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	1,166,882	264	1,166,617	6,754	20	6,734	1.15
	当中間連結会計期間	1,417,750		1,417,750	6,526	1	6,524	0.91
うち買現先勘定	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間							
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	103,581		103,581	274		274	0.52
	当中間連結会計期間	32,300		32,300	80		80	0.49
うち預け金	前中間連結会計期間	413,372	545	412,827	6,196	0	6,195	2.99
	当中間連結会計期間	797,511	259	797,252	7,309	5	7,304	1.82
資金調達勘定	前中間連結会計期間	24,382,495	167,773	24,214,722	64,914	6,030	58,884	0.48
	当中間連結会計期間	23,854,051	140,077	23,713,973	59,630	2,963	56,666	0.47
うち預金	前中間連結会計期間	18,854,057	263	18,853,793	28,293	25	28,268	0.29
	当中間連結会計期間	18,511,269		18,511,269	29,071	3	29,068	0.31
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	2,233,765		2,233,765	5,618		5,618	0.50
	当中間連結会計期間	2,472,860		2,472,860	6,151		6,151	0.49
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	1,520,166	566	1,519,600	4,887	17	4,869	0.63
	当中間連結会計期間	1,066,432		1,066,432	3,501	7	3,494	0.65
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	108,309		108,309	303		303	0.55
	当中間連結会計期間	226,821		226,821	679		679	0.59
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	131,311		131,311	780		780	1.18
	当中間連結会計期間	79,552		79,552	250		250	0.62
うちコマーシャル ・ペーパー	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間							
うち借入金	前中間連結会計期間	355,791	30,005	325,785	1,848	663	1,185	0.72
	当中間連結会計期間	382,746	20,041	362,704	1,639	423	1,216	0.66

(注) 1 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除しております。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

(3) 国内・海外別役務取引の状況

当中間連結会計期間の役務取引等収益合計は488億円、役務取引等費用合計は205億円となり、役務取引等収支合計では282億円となりました。

なお、国内が役務取引等収支の大宗を占めております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	58,138	227		58,366
	当中間連結会計期間	48,562	240		48,802
うち預金・ 貸出業務	前中間連結会計期間	10,088	74		10,163
	当中間連結会計期間	10,485	76		10,561
うち為替業務	前中間連結会計期間	13,418	150		13,568
	当中間連結会計期間	13,097	160		13,258
うち信託関連業務	前中間連結会計期間	7,646			7,646
	当中間連結会計期間	4,559			4,559
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	12,572			12,572
	当中間連結会計期間	7,721			7,721
うち代理業務	前中間連結会計期間	3,737			3,737
	当中間連結会計期間	3,465			3,465
うち保護預り・ 貸金庫業務	前中間連結会計期間	1,253			1,253
	当中間連結会計期間	1,214	0		1,214
うち保証業務	前中間連結会計期間	1,710			1,710
	当中間連結会計期間	1,399			1,399
役務取引等費用	前中間連結会計期間	21,168	0		21,168
	当中間連結会計期間	20,551	23		20,575
うち為替業務	前中間連結会計期間	3,147			3,147
	当中間連結会計期間	3,110			3,110

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

(4) 国内・海外別特定取引の状況

特定取引収益・費用の内訳

当中間連結会計期間の特定取引収益は15億円、特定取引費用は73億円となり、すべて国内で計上しております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前中間連結会計期間	13,202			13,202
	当中間連結会計期間	1,572			1,572
うち商品有価証券 収益	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	110			110
うち特定取引 有価証券収益	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うち特定金融 派生商品収益	前中間連結会計期間	12,069			12,069
	当中間連結会計期間				
うちその他の 特定取引収益	前中間連結会計期間	1,133			1,133
	当中間連結会計期間	1,462			1,462
特定取引費用	前中間連結会計期間	97			97
	当中間連結会計期間	7,379			7,379
うち商品有価証券 費用	前中間連結会計期間	36			36
	当中間連結会計期間				
うち特定取引 有価証券費用	前中間連結会計期間	61			61
	当中間連結会計期間	706			706
うち特定金融 派生商品費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	6,672			6,672
うちその他の 特定取引費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

特定取引資産・負債の内訳(末残)

当中間連結会計期間末の特定取引資産は5,629億円、特定取引負債は952億円となり、すべて国内で計上しております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前中間連結会計期間	546,233			546,233
	当中間連結会計期間	562,977			562,977
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	69,952			69,952
	当中間連結会計期間	7,626			7,626
うち商品有価証券 派生商品	前中間連結会計期間	80			80
	当中間連結会計期間	54			54
うち特定取引 有価証券	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うち特定取引 有価証券派生商品	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うち特定金融派生 商品	前中間連結会計期間	87,094			87,094
	当中間連結会計期間	113,513			113,513
うちその他の 特定取引資産	前中間連結会計期間	389,106			389,106
	当中間連結会計期間	441,782			441,782
特定取引負債	前中間連結会計期間	106,617			106,617
	当中間連結会計期間	95,224			95,224
うち売付商品債券	前中間連結会計期間	51,261			51,261
	当中間連結会計期間	12,826			12,826
うち商品有価証券 派生商品	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うち特定取引売付 債券	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うち特定取引 有価証券派生商品	前中間連結会計期間	11			11
	当中間連結会計期間	53			53
うち特定金融派生 商品	前中間連結会計期間	55,344			55,344
	当中間連結会計期間	82,344			82,344
うちその他の 特定取引負債	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

(5) 銀行業務の状況

国内・海外別預金残高の状況

預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	19,092,572	41,018		19,133,590
	当中間連結会計期間	18,635,548	44,295		18,679,843
うち流動性預金	前中間連結会計期間	11,204,247	17,819		11,222,066
	当中間連結会計期間	10,778,459	20,476		10,798,935
うち定期性預金	前中間連結会計期間	7,370,923	23,198		7,394,122
	当中間連結会計期間	7,187,983	23,818		7,211,801
うちその他	前中間連結会計期間	517,401			517,401
	当中間連結会計期間	669,106			669,106
譲渡性預金	前中間連結会計期間	2,296,020			2,296,020
	当中間連結会計期間	2,110,750			2,110,750
総合計	前中間連結会計期間	21,388,592	41,018		21,429,610
	当中間連結会計期間	20,746,298	44,295		20,790,593

(注) 1 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

定期性預金 = 定期預金

2 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

3 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

国内・海外別貸出金残高の状況
 (A) 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成19年9月30日		平成20年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	17,265,488	100.00	16,816,539	100.00
製造業	1,901,870	11.02	1,879,641	11.18
農業	8,935	0.05	6,911	0.04
林業	3,117	0.02	985	0.01
漁業	7,643	0.04	7,739	0.05
鉱業	16,197	0.09	16,222	0.10
建設業	467,865	2.71	474,058	2.82
電気・ガス・熱供給・水道業	50,154	0.29	52,693	0.30
情報通信業	243,856	1.41	250,325	1.49
運輸業	409,483	2.37	389,864	2.32
卸売・小売業	1,927,159	11.16	1,866,962	11.10
金融・保険業	831,231	4.81	701,568	4.17
不動産業	1,897,173	10.99	1,800,429	10.71
各種サービス業	1,633,057	9.46	1,462,583	8.70
地方公共団体	269,413	1.56	283,049	1.68
その他	7,598,327	44.02	7,623,502	45.33
海外および特別国際金融取引勘定分	51,781	100.00	57,485	100.00
政府等				
金融機関				
その他	51,781	100.00	57,485	100.00
合計	17,317,269		16,874,024	

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「国内(除く特別国際金融取引勘定分)」の「その他」には、下記の計数が含まれております。

	平成19年9月30日		平成20年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
住宅ローン	6,945,592	40.22	7,012,953	41.70

(B) 外国政府等向け債権残高(国別)

期別	国別	外国政府等向け債権残高(百万円)
平成19年9月30日	インドネシア	55,591
	アルゼンチン	7
	エクアドル	0
	合計	55,599
	(資産の総額に対する割合：(%))	(0.20)
平成20年9月30日	インドネシア	60,769
	アルゼンチン	7
	エクアドル	0
	合計	60,777
	(資産の総額に対する割合：(%))	(0.23)

(注) 「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、地方公共団体、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国に所在する外国政府等の債権残高を掲げております。

国内・海外別有価証券の状況
有価証券残高(未残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	2,811,246			2,811,246
	当中間連結会計期間	2,678,248			2,678,248
地方債	前中間連結会計期間	177,479			177,479
	当中間連結会計期間	103,873			103,873
社債	前中間連結会計期間	666,881			666,881
	当中間連結会計期間	604,951			604,951
短期社債	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
株式	前中間連結会計期間	674,661			674,661
	当中間連結会計期間	505,566			505,566
その他の証券	前中間連結会計期間	297,782	3,973	6,615	295,140
	当中間連結会計期間	229,304	7,792	6,615	230,482
合計	前中間連結会計期間	4,628,052	3,973	6,615	4,625,409
	当中間連結会計期間	4,121,943	7,792	6,615	4,123,120

- (注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
2 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。
3 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

(6) 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

連結会社のうち、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は、当社1社です。

信託財産の運用／受入状況(信託財産残高表)

資産

科目	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)		前連結会計年度 (平成20年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	140,978	8.95	119,121	7.60	126,327	8.19
有価証券	0	0.00	0	0.00	0	0.00
信託受益権	356	0.02	—	—	—	—
受託有価証券	327	0.02	372	0.02	327	0.02
金銭債権	384,116	24.40	348,948	22.27	374,501	24.26
有形固定資産	624,542	39.67	682,711	43.57	632,020	40.95
無形固定資産	3,320	0.21	3,568	0.23	4,165	0.27
その他債権	10,636	0.68	10,036	0.64	12,613	0.82
銀行勘定貸	382,833	24.32	377,925	24.12	367,996	23.84
現金預け金	27,274	1.73	24,221	1.55	25,498	1.65
合計	1,574,386	100.00	1,566,906	100.00	1,543,450	100.00

負債

科目	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)		前連結会計年度 (平成20年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	505,571	32.11	470,981	30.06	470,264	30.47
財産形成給付信託	1,598	0.10	1,011	0.06	1,272	0.08
金銭信託以外の金銭の信託	0	0.00	0	0.00	0	0.00
有価証券の信託	327	0.02	372	0.02	327	0.02
金銭債権の信託	402,721	25.58	370,841	23.67	398,201	25.80
土地及びその定着物の信託	152,653	9.70	121,237	7.74	121,327	7.86
土地及びその定着物の賃借権の信託	4,759	0.30	4,771	0.30	4,691	0.31
包括信託	506,754	32.19	597,688	38.15	547,364	35.46
合計	1,574,386	100.00	1,566,906	100.00	1,543,450	100.00

(注) 1 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。

2 共同信託他社管理財産

前中間連結会計期間末	72,868百万円
当中間連結会計期間末	20,458百万円
前連結会計年度	72,982百万円

貸出金残高の状況(業種別貸出状況)

業種別	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
製造業	679	0.48	534	0.45
農業	—	—	—	—
林業	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—
鉱業	—	—	—	—
建設業	573	0.40	461	0.39
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—
運輸業	380	0.27	289	0.24
卸売・小売業	875	0.62	542	0.46
金融・保険業	31,609	22.42	26,056	21.87
不動産業	6,396	4.54	4,345	3.65
各種サービス業	883	0.63	768	0.64
地方公共団体	—	—	—	—
その他	99,583	70.64	86,123	72.30
合計	140,978	100.00	119,121	100.00

(注) 「その他」には、下記の計数が含まれております。

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
住宅ローン	82,701	58.66	72,317	60.70

元本補てん契約のある信託の運用/受入状況
金銭信託

科目	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)		前連結会計年度 (平成20年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	140,744	29.80	119,000	26.94	126,144	29.03
有価証券	—	—	—	—	—	—
その他	331,550	70.20	322,759	73.06	308,320	70.97
資産計	472,294	100.00	441,760	100.00	434,464	100.00
元本	471,455	99.82	440,982	99.82	433,580	99.80
債権償却準備金	423	0.09	358	0.08	380	0.09
その他	416	0.09	419	0.10	504	0.11
負債計	472,294	100.00	441,760	100.00	434,464	100.00

(注) 1 信託財産の運用のため再信託された信託を含みます。
2 リスク管理債権の状況

前中間連結会計期間末	貸出金140,744百万円のうち、破綻先債権額は44百万円、延滞債権額は26,653百万円、3ヵ月以上延滞債権額は8百万円、貸出条件緩和債権額は4,230百万円であります。 また、これらの債権額の合計額は30,937百万円であります。
当中間連結会計期間末	貸出金119,000百万円のうち、破綻先債権額は46百万円、延滞債権額は19,709百万円、3ヵ月以上延滞債権額は112百万円、貸出条件緩和債権額は3,912百万円であります。 また、これらの債権額の合計額は23,781百万円であります。
前連結会計年度	貸出金126,144百万円のうち、破綻先債権額は104百万円、延滞債権額は20,021百万円、3ヵ月以上延滞債権額は-百万円、貸出条件緩和債権額は3,963百万円であります。 また、これらの債権額の合計額は24,090百万円であります。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、貸出金等の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	平成19年9月30日	平成20年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4	3
危険債権	262	194
要管理債権	42	40
正常債権	1,098	952

(単体情報)

(参考)

当社の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	212,555	216,996	4,440
うち信託報酬	3,986	3,448	538
うち信託勘定不良債権処理損失	148	109	258
貸出金償却	244	97	146
その他の債権売却損等	95	207	111
経費(除く臨時処理分)	114,747	114,721	25
人件費	36,412	35,487	924
物件費	71,266	71,212	53
税金	7,068	8,021	952
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	97,808	102,274	4,466
一般貸倒引当金繰入額	15,415	114	15,529
業務純益	113,223	102,160	11,062
信託勘定償却前業務純益	113,372	102,050	11,321
信託勘定償却前業務純益 (一般貸倒引当金繰入前)	97,957	102,164	4,207
うち債券関係損益	14,777	4,132	18,910
臨時損益	41,702	108,906	67,203
株式関係損益	9,700	2,942	6,757
銀行勘定不良債権処理損失	43,707	115,701	71,994
貸出金償却	19,185	63,128	43,942
個別貸倒引当金繰入額	24,951	52,400	27,449
特定海外債権引当勘定繰入額	71	350	279
その他の債権売却損等	500	177	322
その他臨時損益	11,705	9,738	1,966
経常利益	71,520	6,745	78,266
特別損益	20,673	112,948	92,275
うち固定資産処分損益	493	104,402	104,895
うち減損損失	1,956	2,160	204
うち与信費用戻入額	23,122	10,706	12,416
税引前中間純利益	92,193	106,202	14,008
法人税、住民税及び事業税	15,655	9,515	25,171
法人税等調整額	20,065	45,792	25,726
中間純利益	87,783	50,894	36,888
与信関連費用総額	5,318	104,999	99,681

- (注) 1 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 信託報酬 + 役務取引等収支 + 特定取引収支 + その他業務収支
 2 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額
 3 信託勘定償却前業務純益 = 業務純益 + 信託勘定不良債権処理損失
 4 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
 5 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
 6 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却
 7 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却
 8 与信関連費用総額 = 信託勘定不良債権処理損失 + 一般貸倒引当金繰入額 + 銀行勘定不良債権処理損失 - 与信費用戻入額

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回	1.79	1.85	0.06
(イ)貸出金利回	2.08	2.14	0.06
(ロ)有価証券利回	0.80	0.91	0.10
(2) 資金調達原価	1.24	1.27	0.03
(イ)預金等利回	0.26	0.29	0.03
(ロ)外部負債利回	0.61	0.59	0.02
(3) 総資金利鞘	-	0.55	0.03

- (注) 1 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。
 2 「外部負債」 = コールマネー + 売渡手形 + 借入金

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
信託勘定償却前業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)			
業務純益ベース			
中間純利益ベース			

(注) ROE算出式

$$= \frac{\text{普通株式に係る業務純益(又は中間純利益)} \times 365 \div 183}{\{(期首純資産の部合計 - 期首発行済優先株式数 \times \text{発行価額}) + (\text{期末純資産の部合計} - \text{期末発行済優先株式数} \times \text{発行価額})\} \div 2}$$

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 銀行勘定

預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(未残)	19,092,572	18,635,548	457,023
預金(平残)	18,816,033	18,473,557	342,476
貸出金(未残)	17,275,853	16,827,962	447,891
貸出金(平残)	17,365,955	16,787,797	578,157

個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	11,011,165	11,243,841	232,676
法人その他	8,067,340	7,391,038	676,302
合計	19,078,507	18,634,880	443,627

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	7,152,912	7,211,524	58,611
うち住宅ローン残高	6,945,592	7,012,953	67,361
うちその他ローン残高	207,320	198,570	8,750

中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	14,270,222	13,872,590	397,632
総貸出金残高	百万円	17,275,853	16,827,962	447,891
中小企業等貸出金比率	/ %	82.60	82.43	0.16
中小企業等貸出先件数	件	664,778	661,534	3,244
総貸出先件数	件	666,945	663,652	3,293
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.67	99.68	0.00

(注) 1 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

(2) 信託勘定

元本補てん契約のある信託の元本・貸出金の残高

		前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
元本	未残	471,455	440,982	30,472
	平残	498,720	440,395	58,324
貸出金	未残	140,744	119,000	21,743
	平残	146,575	122,685	23,889

元本補てん契約のある信託の個人・法人別元本残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	220,205	204,793	15,412
法人その他	251,249	236,189	15,060
合計	471,455	440,982	30,472

消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	95,949	83,489	12,459
うち住宅ローン残高	82,701	72,317	10,384
うちその他ローン残高	13,247	11,172	2,074

中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	108,749	92,654	16,095
総貸出金残高	百万円	140,978	119,121	21,856
中小企業等貸出金比率	/ %	77.13	77.78	0.65
中小企業等貸出先件数	件	6,801	6,018	783
総貸出先件数	件	6,842	6,058	784
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.40	99.33	0.07

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	116	745	121	1,739
信用状	3,096	31,768	2,624	27,009
保証	58,488	512,652	52,907	468,046
計	61,700	545,166	55,652	496,795

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当社の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成19年9月30日	平成20年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	378	646
危険債権	2,757	2,874
要管理債権	1,590	1,605
正常債権	178,368	172,047

(参考) 銀行勘定・信託勘定合算

債権の区分	平成19年9月30日	平成20年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	383	649
危険債権	3,019	3,069
要管理債権	1,633	1,645
正常債権	179,466	173,000

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

3 【対処すべき課題】

当社は、「真のリテールバンクの確立」のため、平成20年11月に新たな「経営の健全化のための計画」を公表し、この計画に基づいて、『りそな』の差別化戦略を徹底し、更なる「事業領域の選択と集中」（重点地域・重点ビジネスの再整理）や、「りそなスタイルの確立」（新しい企業文化の創造、個の重視、信頼度No.1への挑戦）に取り組んでまいります。

事業領域の選択と集中

当社グループは、『りそな』の強みを発揮できる地域（エリア）・事業分野（ビジネス）に経営資源を集中的に配分してまいります。

（重点地域）

りそなグループの重点地域を、大阪・埼玉・東京とする考えに変更はございませんが、平成20年4月に株式会社りそなホールディングスに新設された金融マーケティング研究所の調査・分析機能を活用したきめ細かなエリアマーケティングをベースに、従来以上に地域やビジネスの特性に応じた経営資源の最適配分を実施してまいります。

（重点ビジネス）

当社グループは、『りそな』の強みである5大ビジネス（「中小企業取引」「個人ローン」「金融商品販売」「不動産」「企業年金」）を、「個人分野の強化」「信託機能の強化」「ソリューション提供力の強化」を切り口に、マーケットインの発想で事業領域として再整理し、今まで以上にお客さま本位のビジネスを展開するべく努めてまいります。

・個人ビジネス

少子高齢化や高度情報化等の進展によるお客さま主導型社会が到来するなか、個人のお客さまには、個人ローンや資産運用商品等、人生の様々な場面で活用いただける最適な商品・サービスをご提供してまいります。

具体的には、「お客さまへの付加価値の提供」を行動の起点としたお客さま本位のビジネスにこだわり、お客さまのセグメント毎の担当の明確化、お客さま接点の拡充、CRM（カスタマー・リレーションシップ・マネジメント）の活用により集積されたお客さま情報に基づく営業推進やマーケティングの強化に努めてまいります。これにより、当社グループが得意とする個人ローン・資産運用・資産承継等のコンサルティングやご提案を的確にさせていただき、お客さまの豊かな生活設計をサポートすることで、生涯に亘りお取引していただくことを目指してまいります。

・法人ビジネス

グローバル化による経営環境の急速な変化や市場の成熟化に伴い、お客さまの抱える経営課題も複雑化・多様化するなか、当社グループは、セグメント毎の担当制と支援機能の充実や、質を重視した営業活動により、お客さま1社1社とのリレーションを大切にまいります。営業現場と本部が一体となって知恵やスキルを結集させることで、お客さまの抱える経営課題に最適な解決策（中小企業貸出・不動産・企業年金等）をご提供できる経営課題解決型のビジネスを展開してまいります。

りそなスタイルの確立

当社グループは、ローコスト運営による生産性追求、お客さまに軸足を置いた業務運営の変革、及び差別化戦略を支えるサービス改革に取り組んでまいりました。引き続き、差別化のためのこれらの変革を更に深化させ、「新しい企業文化の創造」「個の重視」「信頼度No.1への挑戦」に取り組み、定着を図ることにより「りそなスタイル」を確立し、リテールバンクのフロントランナーを目指してまいります。

（新しい企業文化の創造）

当社グループは、差別化された業務運営を確立するため、ローコスト運営・営業力強化・オペレーション改革を進めてまいりました。こうした改革を継続し、更なる生産性の向上・リスク管理の高度化・競争力の向上に向け、ペーパーレス事務運営・ワークスタイルの変革・マーケティングの強化に取り組み、新しい企業文化を創造してまいります。

（個の重視）

当社グループは、お客さまとのリレーションの向上や、ダイバーシティマネジメントへの挑戦を課題として、地域運営等様々な差別化戦略を実施してまいりました。本計画期間においても、お客さま一人ひとり、従業員一人ひとりを大切に、リレーションの強化や人材改革に取り組んでまいります。

（信頼度No. 1への挑戦）

当社グループは、“金融サービス企業の基本は「信頼」である”との認識のもと、誠実かつ正確なサービス提供と社会や地域への貢献に努め、信頼度No. 1企業を目指してまいりました。昨今の世界的な金融市場の混乱のなか、当社グループは今一度この認識に立ち返り、お客さまから「永く取引をしたい銀行」と認めていただけるように「サービス改革」や「CSR」への取り組みを強化してまいります。

りそなグループは、『りそな』の原点である地域に密着した金融機関としての姿勢や地域のお客さまを大切にの方針をこれまで以上に徹底してまいります。さらに、これからも様々な変革に挑戦することにより、「真のリテールバンクの確立」を目指してまいりますので、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

4 【経営上の重要な契約等】

(東京本社ビルの譲渡について)

当社が所有する東京本社ビルについて、平成20年4月30日に譲渡契約を締結し、同日実施いたしました。

譲渡資産の概要

ビル名・竣工時期	りそな・マルハビル 昭和53年11月竣工
所在地	東京都千代田区大手町一丁目2番1他
敷地面積(※)	6,893.71㎡
延床面積(※)	74,379.30㎡(専有面積42,470.56㎡)
所有形態	(土地) 所有権 (持分割合100分の73) (建物) 区分所有権
帳簿価額	581億円
譲渡価額	1,626億円
決済方法	全額現金決済

※敷地面積、延床面積には、他の共有者・区分所有者の持分を含みます。

譲渡先の概要

法人名称	三菱地所株式会社
所在地	東京都千代田区大手町一丁目6番1号 大手町ビル
代表者	取締役社長 木村恵司

譲渡日

平成20年4月30日

(株式会社りそな銀行とりそな信託銀行株式会社の合併基本合意について)

当社とりそな信託銀行株式会社は、関係当局の認可を前提として平成21年4月1日を目途に合併することについて基本合意いたしました。合併の趣旨および基本合意の概要は以下の通りです。

合併の趣旨

りそなグループは、従来より取組んでまいりました差別化戦略を更に徹底するため、経営課題解決型ビジネスへの転換を掲げております。当社とりそな信託銀行株式会社の合併により、両社が有する信託機能の強化、専門性の維持・向上を通じ、お客さまにご提供するサービスのレベルを高め、グループ価値の向上を目指してまいります。

基本合意の概要

- 合併期日 : 合併は、平成21年4月1日を目途とします。
- 合併形態 : 株式会社りそな銀行を存続会社とします。
- 合併比率 : 合併比率は、今後検討のうえ決定します。
- 受託者責任 : 合併に向けては、信託における受託者責任を認識したうえで、信託受益者の利益の維持・継続の観点を中心に踏まえ、検討を進めてまいります。
- 人事制度 : 合併後の株式会社りそな銀行の人事制度につきましては、りそな信託銀行株式会社における信託業務にかかる専門性の維持・向上の観点も踏まえ、今後検討のうえ決定します。
- 合併推進体制 : 当社、りそな信託銀行株式会社、ならびに株式会社りそなホールディングスの3社で構成する「合併推進委員会」を設置し、合併にかかる重要事項を検討してまいります。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間中に完成した新築、増改築等は次のとおりであります。

	会社名	店舗名その他	所在地	区分	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	完了年月
当社	—	荻窪支店	東京都杉並区	新築	店舗	—	705	平成20年4月
当社	—	柏支店	千葉県柏市	新築	店舗	154	855	平成20年8月

当中間連結会計期間に重要な異動があった主要な設備の状況は次のとおりであります。

	会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の 内容	土地		建物	その他の 有形固定 資産	合計	従業員数 (人)
						面積(㎡) ※	帳簿価額 (百万円)				
当社	—	東京本社 ビル	東京都 千代田区	売却	店舗・ 本部施設	5,032	56,267	1,861	36	58,166	1,693

※ 土地面積は、当社の持分のみであります。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	405,000,000,000
乙種優先株式	680,000,000
戊種優先株式	240,000,000
己種優先株式	80,000,000
第1種優先株式	12,500,000,000
第2種優先株式	12,808,217,550
第3種優先株式	12,500,000,000
計	443,808,217,550

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年11月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	30,845,461,536	同左(注)1	—	議決権あり
乙種第一回優先株式	680,000,000	同左(注)1	—	(注)2、8
戊種第一回優先株式	240,000,000	同左(注)1	—	(注)3、9
己種第一回優先株式	80,000,000	同左(注)1	—	(注)4、10
第1種第一回優先株式	12,500,000,000	同左(注)1	—	議決権あり(注)5、11
第2種第一回優先株式	12,808,217,550	同左(注)1	—	議決権あり(注)6、12
第3種第一回優先株式	12,500,000,000	同左	—	議決権あり(注)7、13
計	69,653,679,086	同左(注)1	—	—

(注) 1 「提出日現在発行数」には、平成20年11月1日から半期報告書を提出する日までの優先株式に係る取得請求権の行使による株式数は含まれておりません。

2 乙種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 乙種優先配当金

乙種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の乙種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり乙種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に乙種優先中間配当金を支払ったときは、当該乙種優先中間配当金の額を控除した額とする。

乙種優先配当金の額は、乙種優先株式1株につき6円36銭とする。

非累積条項

ある事業年度において、乙種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が乙種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

乙種優先株主に対しては、乙種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

乙種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の乙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、乙種優先中間配当金を支払う。乙種優先株式1株当たりの乙種優先中間配当金の額は、乙種優先配当金の額の2分の1を上限とする。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、乙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、乙種優先株式1株につき600円を支払う。乙種優先株主に対しては、上記600円のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 普通株式への引換

取得を請求し得べき期間

平成21年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

引換比率

乙種優先株式1株につき、発行する普通株式数は3.125株とする。

引換比率の修正

引換比率は、平成20年7月1日以降は修正しない。

引換比率の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換比率を調整する。

(5) 優先株式の取得条項

平成21年3月31日までに引換請求のなかった乙種優先株式は、平成21年4月1日をもって当会社が取得し、これと引換に所定の算式により得られる数の普通株式を優先株主に対し交付する。

(6) 優先株式の取得および消却

当社はいつでも乙種優先株式を取得し、これを消却することができる。

前項に基づく乙種優先株式の取得および消却は、乙種優先株式単独で、または他の優先株式と同時に行うことができる。

乙種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(7) 議決権条項

乙種優先株主は、株主総会において議決権を行使することができない。

(8) 新株予約権等

乙種優先株式について株式の併合または分割は行わない。乙種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

3 戊種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 戊種優先配当金

戊種優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し普通株主に先立ち、優先株式1株につき年14円38銭の優先配当金を支払う。

ただし、配当金支払の直前事業年度中に優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が、優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

戊種優先株主に対しては、戊種優先配当金の額を超えて配当は行わない。

戊種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の戊種優先株主に対し、普通株主に先立ち、戊種優先中間配当金を支払う。戊種優先株式1株当たりの戊種優先中間配当金の額は、戊種優先配当金の額の2分の1を上限とする。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、戊種優先株主に対し普通株主に先立ち、戊種優先株式1株につき1,250円を支払う。

戊種優先株主に対しては上記1,250円のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 普通株式への引換

取得を請求し得べき期間

平成21年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

引換価額

戊種優先株式は187円20銭の引換価額で普通株式に引換することができる。

引換価額の修正

また、引換価額は平成21年7月1日まで毎年7月1日(以下、引換価額修正日という)に、その時点での時価に基づく価額に修正される。

時価に基づく価額とは、当該引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における完全親会社である株式会社りそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値の1000分の1の平均値とする。ただし、計算の結果、修正後引換価額が113円80銭を下回る場合は、113円80銭とする。

引換価額の調整

今後当社が時価に基づく価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には、引換価額を調整する。

(5) 優先株式の取得条項

平成21年11月30日までに引換請求のなかった戊種優先株式は平成21年12月1日をもって、当社が取得し、これと引換に所定の算式により得られる普通株式を優先株主に対し交付する。

(6) 優先株式の取得および消却

当社はいつでも戊種優先株式を取得し、これを消却することができる。

前項に基づく戊種優先株式の取得および消却は、戊種優先株式単独で、または他の優先株式と同時に行うことができる。

戊種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(7) 議決権条項

戊種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。

(8) 新株予約権等

戊種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。戊種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

4 己種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 己種優先配当金

己種優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し普通株主に先立ち、優先株式1株につき年18円50銭の優先配当金を支払う。

ただし、配当金支払の直前事業年度中に優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が、優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

己種優先株主に対しては、己種優先配当金の額を超えて配当は行わない。

己種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先中間配当金を支払う。己種優先株式1株当たりの己種優先中間配当金の額は、己種優先配当金の額の2分の1を上限とする。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、己種優先株主に対し普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき1,250円を支払う。

己種優先株主に対しては上記1,250円のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 普通株式への引換

取得を請求し得べき期間

平成26年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

引換価額

己種優先株式は187円20銭の引換価額で普通株式に引換することができる。

引換価額の修正

引換価額は平成26年7月1日まで毎年7月1日(以下、引換価額修正日という)に、その時点での時価に基づく価額に修正される。

時価に基づく価額とは、当該引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における完全親会社である株式会社りそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値の1000分の1の平均値とする。ただし、計算の結果、修正後引換価額が113円80銭を下回る場合は、113円80銭とする。

引換価額の調整

今後当社が時価に基づく価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には、引換価額を調整する。

(5) 優先株式の取得条項

平成26年11月30日までに引換請求のなかった己種優先株式は平成26年12月1日をもって当社が取得し、これと引換に所定の算式により得られる普通株式を優先株主に対し交付する。

(6) 優先株式の取得および消却

当社はいつでも己種優先株式を取得し、これを消却することができる。

前項に基づく己種優先株式の取得および消却は、己種優先株式単独で、または他の優先株式と同時に行うことができる。

己種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(7) 議決権条項

己種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。

(8) 新株予約権等

己種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。己種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

5 第1種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 第1種優先配当金

第1種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第1種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第1種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第1種優先中間配当金を支払ったときは、当該第1種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第1種優先配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(44円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する)を支払う。

配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

配当年率=ユーロ円LIBOR(1年物)+0.50%

配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。

ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていなければ、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

非累積条項

ある事業年度において、第1種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第1種優先株主に対しては、第1種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

第1種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の第1種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第1種優先株式1株につき第1種優先配当金の額の2分の1を上限として、第1種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第1種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第1種優先株式1株につき44円を支払う。第1種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 普通株式への引換

取得を請求し得べき期間

平成18年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。

引換価額

第1種優先株式は38円57銭の引換価額で普通株式に引換することができる。

引換価額の修正

引換価額は、毎年8月1日(以下引換価額修正日という)に、修正日現在におけるりそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額に交換比率(0.22)を掛けた額(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が下限引換価額(6円16銭)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用するりそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所におけるりそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の1000分の1の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

引換価額の調整

今後時価に基づく価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5) 優先株式の取得および消却

当社はいつでも第1種優先株式を取得し、これを消却することができる。

前項に基づく第1種優先株式の取得および消却は、第1種優先株式単独で、または他の優先株式と同時にすることができる。

第1種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(6) 議決権条項

第1種優先株主は株主総会において議決権を有する。

(7) 新株予約権等

法令に別段の定めがある場合を除き、第1種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第1種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

6 第2種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 第2種優先配当金

第2種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第2種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第2種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第2種優先中間配当金を支払ったときは、当該第2種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第2種優先配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(44円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する)を支払う。

配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

配当年率=ユーロ円LIBOR(1年物)+0.50%

配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。

ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていない場合は、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

非累積条項

ある事業年度において、第2種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第2種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第2種優先株主に対しては、第2種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

第2種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の第2種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第2種優先株式1株につき第2種優先配当金の額の2分の1を上限として、第2種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第2種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第2種優先株式1株につき44円を支払う。第2種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 普通株式への引換

取得を請求し得べき期間

平成20年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。

引換価額

第2種優先株式は26円97銭の引換価額で普通株式に引換することができる。

引換価額の修正

当初引換価額は、平成20年11月1日以降毎年11月1日(以下修正日という)に、修正日現在におけるりそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額に交換比率(0.22)を掛けた額(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が下限引換価額(4円40銭)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用するりそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所におけるりそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の1000分の1の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

引換価額の調整

今後時価に基づく価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5) 優先株式の取得および消却

当社はいつでも第2種優先株式を取得し、これを消却することができる。

前項に基づく第2種優先株式の取得および消却は、第2種優先株式単独で、または他の優先株式と同時にすることができる。

第2種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(6) 議決権条項

第2種優先株主は株主総会において議決権を有する。

(7) 新株予約権等

法令に別段の定めがある場合を除き、第2種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第2種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

7 第3種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 第3種優先配当金

第3種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第3種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第3種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第3種優先中間配当金を支払ったときは、当該第3種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第3種優先配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(44円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する)を支払う。

配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

配当年率＝ユーロ円LIBOR(1年物)＋0.50%

配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。

ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていない場合は、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

非累積条項

ある事業年度において、第3種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第3種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第3種優先株主に対しては、第3種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

第3種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき第3種優先配当金の額の2分の1を上限として、第3種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき44円を支払う。第3種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 普通株式への引換

取得を請求し得べき期間

平成22年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。

引換価額

当初引換価額は、平成22年7月1日(以下取得開始期日という)現在における株式会社りそなホールディングス(以下りそなホールディングスという)の普通株式の時価に基づく価額に0.22(以下交換比率という)を掛けた額とする。ただし、当初引換価額が3円74銭(ただし、下記により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、当初引換価額はかかる下限引換価額とする。この場合に使用するりそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額は、取得開始期日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所におけるりそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の1000分の1の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

引換価額の修正

当初引換価額は、平成23年5月1日以降毎年5月1日(以下修正日という)に、修正日現在におけるりそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額に交換比率を掛けた額(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が下限引換価額を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用するりそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額は、各修正日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所におけるりそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の1000分の1の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

引換価額の調整

今後時価に基づく価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5) 優先株式の取得および消却

当社はいつでも第3種優先株式を取得し、これを消却することができる。

前項に基づく第3種優先株式の取得および消却は、第3種優先株式単独で、または他の優先株式と同時にすることができる。

第3種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(6) 議決権条項

第3種優先株主は株主総会において議決権を有する。

(7) 新株予約権等

法令に別段の定めがある場合を除き、第3種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第3種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

8 完全親会社である株式会社りそなホールディングスは、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88条)に基づく株券電子化に対応するため、平成20年5月16日開催の同社取締役会において、株式の分割を行う旨決議しました。この株式の分割の効力発生日を効力発生日として、乙種第一回優先株式の内容は次のとおりになります。

(1) 乙種優先配当金

乙種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の乙種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり乙種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に乙種優先中間配当金を支払ったときは、当該乙種優先中間配当金の額を控除した額とする。

乙種優先配当金の額は、乙種優先株式1株につき6円36銭とする。

非累積条項

ある事業年度において、乙種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が乙種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

乙種優先株主に対しては、乙種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

乙種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の乙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、乙種優先中間配当金を支払う。乙種優先株式1株当たりの乙種優先中間配当金の額は、乙種優先配当金の額の2分の1を上限とする。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、乙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、乙種優先株式1株につき600円を支払う。乙種優先株主に対しては、上記600円のほか、残余財産の分配は行わない。

- (3) 優先順位
乙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 普通株式への引換
取得を請求し得べき期間
平成21年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。
引換比率
乙種優先株式1株につき、発行する普通株式数は3.125株とする。
引換比率の修正
引換比率は、平成20年7月1日以降は修正しない。
引換比率の調整
今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換比率を調整する。
- (5) 優先株式の取得条項
平成21年3月31日までに引換請求のなかった乙種優先株式は、平成21年4月1日をもって当会社が取得し、これと引換に所定の算式により得られる数の普通株式を優先株主に対し交付する。
- (6) 優先株式の取得および消却
当社はいつでも乙種優先株式を取得し、これを消却することができる。
前項に基づく乙種優先株式の取得および消却は、乙種優先株式単独で、または他の優先株式と同時に行うことができる。
乙種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (7) 議決権条項
乙種優先株主は、株主総会において議決権を行使することができない。
- (8) 新株予約権等
乙種優先株式について株式の併合または分割は行わない。乙種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- 9 完全親会社である株式会社りそなホールディングスは、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88条）に基づく株券電子化に対応するため、平成20年5月16日開催の同社取締役会において、株式の分割を行う旨決議しました。この株式の分割の効力発生日を効力発生日として、戊種第一回優先株式の内容は次のとおりになります。
- (1) 戊種優先配当金
戊種優先配当金
毎年3月31日現在の優先株主に対し普通株主に先立ち、優先株式1株につき年14円38銭の優先配当金を支払う。
ただし、配当金支払の直前事業年度中に優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする。
非累積条項
ある事業年度において優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が、優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
非参加条項
戊種優先株主に対しては、戊種優先配当金の額を超えて配当は行わない。
戊種優先中間配当金
中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の戊種優先株主に対し、普通株主に先立ち、戊種優先中間配当金を支払う。戊種優先株式1株当たりの戊種優先中間配当金の額は、戊種優先配当金の額の2分の1を上限とする。
- (2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、戊種優先株主に対し普通株主に先立ち、戊種優先株式1株につき1,250円を支払う。
戊種優先株主に対しては上記1,250円のほか、残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位
乙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

- (4) 普通株式への引換
- 取得を請求し得べき期間
平成21年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。
- 引換価額
戊種優先株式は187円20銭の引換価額で普通株式に引換することができる。
- 引換価額の修正
また、引換価額は平成21年7月1日まで毎年7月1日(以下、引換価額修正日という)に、その時点での時価に基づく価額に修正される。
- 時価に基づく価額とは、当該引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における完全親会社である株式会社りそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値の10分の1の平均値とする。ただし、計算の結果、修正後引換価額が113円80銭を下回る場合は、113円80銭とする。
- 引換価額の調整
今後当社が時価に基づく価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には、引換価額を調整する。
- (5) 優先株式の取得条項
平成21年11月30日までに引換請求のなかった戊種優先株式は平成21年12月1日をもって、当社が取得し、これと引換に所定の算式により得られる普通株式を優先株主に対し交付する。
- (6) 優先株式の取得および消却
当社はいつでも戊種優先株式を取得し、これを消却することができる。
前項に基づく戊種優先株式の取得および消却は、戊種優先株式単独で、または他の優先株式と同時に行うことができる。
戊種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (7) 議決権条項
戊種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。
- (8) 新株予約権等
戊種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。戊種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- 10 完全親会社である株式会社りそなホールディングスは、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88条)に基づく株券電子化に対応するため、平成20年5月16日開催の同社取締役会において、株式の分割を行う旨決議しました。この株式の分割の効力発生日を効力発生日として、己種第一回優先株式の内容は次のとおりになります。
- (1) 己種優先配当金
- 己種優先配当金
毎年3月31日現在の優先株主に対し普通株主に先立ち、優先株式1株につき年18円50銭の優先配当金を支払う。
ただし、配当金支払の直前事業年度中に優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする。
- 非累積条項
ある事業年度において優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が、優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- 非参加条項
己種優先株主に対しては、己種優先配当金の額を超えて配当は行わない。
- 己種優先中間配当金
中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先中間配当金を支払う。己種優先株式1株当たりの己種優先中間配当金の額は、己種優先配当金の額の2分の1を上限とする。
- (2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、己種優先株主に対し普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき1,250円を支払う。
己種優先株主に対しては上記1,250円のほか、残余財産の分配は行わない。

- (3) 優先順位
乙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 普通株式への引換
取得を請求し得べき期間
平成26年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。
引換価額
己種優先株式は187円20銭の引換価額で普通株式に引換することができる。
引換価額の修正
引換価額は平成26年7月1日まで毎年7月1日(以下、引換価額修正日という)に、その時点での時価に基づく価額に修正される。
時価に基づく価額とは、当該引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における完全親会社である株式会社りそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値の10分の1の平均値とする。ただし、計算の結果、修正後引換価額が113円80銭を下回る場合は、113円80銭とする。
引換価額の調整
今後当社が時価に基づく価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には、引換価額を調整する。
- (5) 優先株式の取得条項
平成26年11月30日までに引換請求のなかった己種優先株式は平成26年12月1日をもって当社が取得し、これと引換に所定の算式により得られる普通株式を優先株主に対し交付する。
- (6) 優先株式の取得および消却
当社はいつでも己種優先株式を取得し、これを消却することができる。
前項に基づく己種優先株式の取得および消却は、己種優先株式単独で、または他の優先株式と同時に行うことができる。
己種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (7) 議決権条項
己種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。
- (8) 新株予約権等
己種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。己種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- 11 完全親会社である株式会社りそなホールディングスは、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88条)に基づく株券電子化に対応するため、平成20年5月16日開催の同社取締役会において、株式の分割を行う旨決議しました。この株式の分割の効力発生日を効力発生日として、第1種第一回優先株式の内容は次のとおりになります。
- (1) 第1種優先配当金
第1種優先配当金
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第1種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第1種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第1種優先中間配当金を支払ったときは、当該第1種優先中間配当金の額を控除した額とする。
第1種優先配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(44円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する)を支払う。
配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。
配当年率=ユーロ円LIBOR(1年物)+0.50%
配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。
年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。

ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていなければ、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

非累積条項

ある事業年度において、第1種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第1種優先株主に対しては、第1種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

第1種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の第1種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第1種優先株式1株につき第1種優先配当金の額の2分の1を上限として、第1種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第1種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第1種優先株式1株につき44円を支払う。第1種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 普通株式への引換

取得を請求し得べき期間

平成18年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。

引換価額

第1種優先株式は38円57銭の引換価額で普通株式に引換することができる。

引換価額の修正

引換価額は、毎年8月1日(以下引換価額修正日という)に、修正日現在におけるりそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額に交換比率(0.22)を掛けた額(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が下限引換価額(6円16銭)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用するりそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所におけるりそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の10分の1の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

引換価額の調整

今後時価に基づく価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5) 優先株式の取得および消却

当社はいつでも第1種優先株式を取得し、これを消却することができる。

前項に基づく第1種優先株式の取得および消却は、第1種優先株式単独で、または他の優先株式と同時に行うことができる。

第1種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(6) 議決権条項

第1種優先株主は株主総会において議決権を有する。

(7) 新株予約権等

法令に別段の定めがある場合を除き、第1種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第1種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

- 12 完全親会社である株式会社りそなホールディングスは、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88条)に基づく株券電子化に対応するため、平成20年5月16日開催の同社取締役会において、株式の分割を行う旨決議しました。この株式の分割の効力発生日を効力発生日として、第2種第一回優先株式の内容は次のとおりになります。

(1) 第2種優先配当金

第2種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第2種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第2種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第2種優先中間配当金を支払ったときは、当該第2種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第2種優先配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(44円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する)を支払う。

配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

配当年率＝ユーロ円LIBOR(1年物)＋0.50%

配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。

ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていない場合は、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

非累積条項

ある事業年度において、第2種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第2種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第2種優先株主に対しては、第2種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

第2種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の第2種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第2種優先株式1株につき第2種優先配当金の額の2分の1を上限として、第2種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第2種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第2種優先株式1株につき44円を支払う。第2種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 普通株式への引換

取得を請求し得べき期間

平成20年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。

引換価額

第2種優先株式は26円97銭の引換価額で普通株式に引換することができる。

引換価額の修正

当初引換価額は、平成20年11月1日以降毎年11月1日(以下修正日という)に、修正日現在におけるりそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額に交換比率(0.22)を掛けた額(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が下限引換価額(4円40銭)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用するりそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所におけるりそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の10分の1の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

引換価額の調整

今後時価に基づく価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5) 優先株式の取得および消却

当社はいつでも第2種優先株式を取得し、これを消却することができる。

前項に基づく第2種優先株式の取得および消却は、第2種優先株式単独で、または他の優先株式と同時にすることができる。

第2種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(6) 議決権条項

第2種優先株主は株主総会において議決権を有する。

(7) 新株予約権等

法令に別段の定めがある場合を除き、第2種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第2種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

- 13 完全親会社である株式会社りそなホールディングスは、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88条）に基づく株券電子化に対応するため、平成20年5月16日開催の同社取締役会において、株式の分割を行う旨決議しました。この株式の分割の効力発生日を効力発生日として、第3種第一回優先株式の内容は次のとおりになります。

(1) 第3種優先配当金

第3種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第3種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第3種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第3種優先中間配当金を支払ったときは、当該第3種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第3種優先配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(44円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する)を支払う。

配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

配当年率＝ユーロ円LIBOR(1年物)＋0.50%

配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。

ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていなければ、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

非累積条項

ある事業年度において、第3種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第3種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第3種優先株主に対しては、第3種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

第3種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき第3種優先配当金の額の2分の1を上限として、第3種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき44円を支払う。第3種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 普通株式への引換

取得を請求し得べき期間

平成22年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。

引換価額

当初引換価額は、平成22年7月1日(以下取得開始期日という)現在における株式会社りそなホールディングス(以下りそなホールディングスという)の普通株式の時価に基づく価額に0.22(以下交換比率という)を掛けた額とする。ただし、当初引換価額が3円74銭(ただし、下記により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、当初引換価額はかかる下限引換価額とする。この場合に使用するりそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額は、取得開始期日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所におけるりそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の10分の1の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

引換価額の修正

当初引換価額は、平成23年5月1日以降毎年5月1日(以下修正日という)に、修正日現在におけるりそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額に交換比率を掛けた額(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が下限引換価額を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用するりそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額は、各修正日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所におけるりそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の10分の1の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

引換価額の調整

今後時価に基づく価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5) 優先株式の取得および消却

当社はいつでも第3種優先株式を取得し、これを消却することができる。

前項に基づく第3種優先株式の取得および消却は、第3種優先株式単独で、または他の優先株式と同時にすることができる。

第3種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(6) 議決権条項

第3種優先株主は株主総会において議決権を有する。

(7) 新株予約権等

法令に別段の定めがある場合を除き、第3種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第3種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年4月1日～ 平成20年9月30日	—	69,653,679	—	279,928	—	279,928

(5) 【大株主の状況】

普通株式

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社 りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	30,845,461	100.00
計	—	30,845,461	100.00

乙種第一回優先株式

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社 りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	680,000	100.00
計	—	680,000	100.00

戊種第一回優先株式

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社 りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	240,000	100.00
計	—	240,000	100.00

己種第一回優先株式

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社 りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	80,000	100.00
計	—	80,000	100.00

第1種第一回優先株式

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社 りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	12,500,000	100.00
計	—	12,500,000	100.00

第2種第一回優先株式

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社 りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	12,808,217	100.00
計	—	12,808,217	100.00

第3種第一回優先株式

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社 りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	12,500,000	100.00
計	—	12,500,000	100.00

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内 容
無議決権株式	乙種第一回優先株式 680,000,000 戊種第一回優先株式 240,000,000 己種第一回優先株式 80,000,000	—	各種類の株式の内容は「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 30,845,461,000 第1種第一回優先株式 12,500,000,000 第2種第一回優先株式 12,808,217,000 第3種第一回優先株式 12,500,000,000	30,845,461 12,500,000 12,808,217 12,500,000	各種類の株式の内容は「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。
単元未満株式	普通株式 536 第2種第一回優先株式 550	—	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	69,653,679,086	—	—
総株主の議決権	—	68,653,678	—

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

当社普通株式および優先株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

3 【役員の様況】

(1) 新任役員
該当ありません。

(2) 退任役員
該当ありません。

(3) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
代表取締役副社長兼執行役員 人材サービス部担当兼コーポレートガバ ナンス事務局担当兼総合資金部担当統括	代表取締役副社長兼執行役員 人材サービス部担当兼コーポレートガ バナンス事務局担当	中 村 重 治	平成20年11月4日

第5 【経理の状況】

- 1 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)は、改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)は、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

- 2 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)は、改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)は、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

- 3 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)及び当中間連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)及び当中間会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)の中間財務諸表について、監査法人トーマツの中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部			
現金預け金	8 1,153,926	1,365,137	1,783,027
コールローン及び買入手形	1,239,262	1,060,270	1,252,792
債券貸借取引支払保証金	218,590	26,173	14,727
買入金銭債権	50,013	43,607	47,829
特定取引資産	8 546,233	8 562,977	8 413,988
有価証券	1, 2, 8, 15 4,625,409	1, 2, 8, 15 4,123,120	1, 2, 8, 15 3,961,967
貸出金	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 17,317,269	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 16,874,024	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 17,218,208
外国為替	7 69,448	7 111,952	7 62,043
その他資産	8 687,756	8 663,066	8 896,100
有形固定資産	10, 11, 12 303,820	10, 11 237,116	10, 11, 12 298,418
無形固定資産	8,286	34,002	8,585
繰延税金資産	273,334	243,888	263,025
支払承諾見返	15 526,983	491,085	506,693
貸倒引当金	368,223	363,502	326,117
投資損失引当金	14,832	-	-
資産の部合計	26,637,278	25,472,921	26,401,292
負債の部			
預金	8 19,133,590	8 18,679,843	8 19,315,867
譲渡性預金	2,296,020	2,110,750	2,281,440
コールマネー及び売渡手形	1,102,592	8 480,912	8 996,412
売現先勘定	8 236,312	8 642,556	8 16,976
債券貸借取引受入担保金	8 27,644	-	8 10,626
特定取引負債	106,617	95,224	140,361
借入金	8, 13 414,109	8, 13 431,415	8, 13 529,730
外国為替	13,247	11,369	7,365
社債	14 624,402	14 571,265	14 587,130
信託勘定借	382,833	377,925	367,996
その他負債	394,925	357,553	374,390
賞与引当金	5,590	2,932	8,770
退職給付引当金	0	0	0
その他の引当金	2,568	15,413	13,598
特別法上の引当金	0	-	0
繰延税金負債	0	0	0
再評価に係る繰延税金負債	10 43,993	10 31,722	10 43,146
支払承諾	15 526,983	491,085	506,693
負債の部合計	25,311,433	24,299,971	25,200,508
純資産の部			
資本金	279,928	279,928	279,928
資本剰余金	404,408	404,408	404,408
利益剰余金	270,614	259,901	207,258
株主資本合計	954,952	944,238	891,595
その他有価証券評価差額金	184,693	64,852	104,713
繰延ヘッジ損益	16,175	3,442	19,489
土地再評価差額金	10 61,090	10 43,173	10 59,872
為替換算調整勘定	988	2,392	2,252
評価・換算差額等合計	228,620	102,190	181,823
少数株主持分	142,272	126,521	127,364
純資産の部合計	1,325,845	1,172,950	1,200,783
負債及び純資産の部合計	26,637,278	25,472,921	26,401,292

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
経常収益	363,101	332,595	748,331
資金運用収益	234,962	227,760	472,517
(うち貸出金利息)	183,745	182,728	371,940
(うち有価証券利息配当金)	21,594	18,191	38,779
信託報酬	3,986	3,448	8,637
役務取引等収益	58,366	48,802	114,606
特定取引収益	13,202	1,572	70,168
その他業務収益	30,737	29,764	41,255
その他経常収益	※1 21,846	※1 21,246	※1 41,145
経常費用	288,398	332,491	614,153
資金調達費用	58,896	56,666	118,490
(うち預金利息)	28,268	29,068	58,430
役務取引等費用	21,168	20,575	44,768
特定取引費用	97	7,379	464
その他業務費用	41,687	6,000	86,678
営業経費	110,853	110,801	225,649
その他経常費用	※2 55,695	※2 131,068	※2 138,102
経常利益	74,703	103	134,178
特別利益	※3 25,815	115,457	92,238
固定資産処分益		104,743	405
貸倒引当金戻入益		—	3,680
償却債権取立益		10,714	33,376
その他の特別利益		0	※4 54,775
特別損失	※5 2,508	2,501	4,301
固定資産処分損		340	1,526
減損損失		2,160	2,774
税金等調整前中間純利益	98,011	113,060	222,115
法人税、住民税及び事業税	△15,651	14,105	△29,473
過年度法人税等	—	△4,295	—
法人税等調整額	20,065	45,792	36,048
法人税等合計		55,602	
少数株主利益	5,659	3,140	8,780
中間純利益	87,936	54,318	206,759

【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前連結会計年度の 連結株主資本等 変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	279,928	279,928	279,928
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	279,928	279,928	279,928
資本剰余金			
前期末残高	404,408	404,408	404,408
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	404,408	404,408	404,408
利益剰余金			
前期末残高	545,627	207,258	545,627
当中間期変動額			
剰余金の配当	△363,271	△18,374	△546,668
中間純利益	87,936	54,318	206,759
土地再評価差額金の取崩	322	16,699	1,540
当中間期変動額合計	△275,012	52,643	△338,368
当中間期末残高	270,614	259,901	207,258
株主資本合計			
前期末残高	1,229,964	891,595	1,229,964
当中間期変動額			
剰余金の配当	△363,271	△18,374	△546,668
中間純利益	87,936	54,318	206,759
土地再評価差額金の取崩	322	16,699	1,540
当中間期変動額合計	△275,012	52,643	△338,368
当中間期末残高	954,952	944,238	891,595
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	224,782	104,713	224,782
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△40,089	△39,861	△120,068
当中間期変動額合計	△40,089	△39,861	△120,068
当中間期末残高	184,693	64,852	104,713
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	△15,366	19,489	△15,366
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△808	△22,932	34,855
当中間期変動額合計	△808	△22,932	34,855
当中間期末残高	△16,175	△3,442	19,489

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度の 連結株主資本等 変動計算書 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
土地再評価差額金			
前期末残高	61,412	59,872	61,412
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△322	△16,699	△1,540
当中間期変動額合計	△322	△16,699	△1,540
当中間期末残高	61,090	43,173	59,872
為替換算調整勘定			
前期末残高	△1,400	△2,252	△1,400
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	412	△140	△851
当中間期変動額合計	412	△140	△851
当中間期末残高	△988	△2,392	△2,252
評価・換算差額等合計			
前期末残高	269,428	181,823	269,428
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△40,808	△79,633	△87,604
当中間期変動額合計	△40,808	△79,633	△87,604
当中間期末残高	228,620	102,190	181,823
少数株主持分			
前期末残高	149,243	127,364	149,243
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△6,971	△842	△21,879
当中間期変動額合計	△6,971	△842	△21,879
当中間期末残高	142,272	126,521	127,364
純資産合計			
前期末残高	1,648,636	1,200,783	1,648,636
当中間期変動額			
剰余金の配当	△363,271	△18,374	△546,668
中間純利益	87,936	54,318	206,759
土地再評価差額金の取崩	322	16,699	1,540
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△47,779	△80,475	△109,484
当中間期変動額合計	△322,791	△27,832	△447,853
当中間期末残高	1,325,845	1,172,950	1,200,783

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前連結会計年度の連結 キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益	98,011	113,060	222,115
減価償却費	4,527	6,369	9,149
減損損失	1,956	2,160	2,774
のれん償却額	13	—	27
持分法による投資損益 (△は益)	232	△3,298	△4,609
貸倒引当金の増減 (△)	△5,639	37,384	△47,744
投資損失引当金の増減額 (△は減少)	57	—	△14,775
賞与引当金の増減額 (△は減少)	5,590	△5,838	8,770
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	0	△0	0
資金運用収益	△234,962	△227,760	△472,517
資金調達費用	58,896	56,666	118,490
有価証券関係損益 (△)	837	△443	21,979
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	△248	—	△248
為替差損益 (△は益)	△39,670	20,397	△58,738
固定資産処分損益 (△は益)	266	△104,402	1,121
特定取引資産の純増 (△) 減	△183,430	△148,988	△51,186
特定取引負債の純増減 (△)	△11,203	△45,137	22,540
貸出金の純増 (△) 減	532,981	344,183	632,043
預金の純増減 (△)	△394,423	△636,023	△212,146
譲渡性預金の純増減 (△)	472,330	△170,690	457,750
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	△344,586	△97,314	△223,424
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減	△364,912	255,109	△602,990
コールローン等の純増 (△) 減	△59,960	196,744	△68,845
債券貸借取引支払保証金の純増 (△) 減	△142,612	△11,446	61,250
コールマネー等の純増減 (△)	△171,546	110,079	△496,296
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	1,643	△10,626	△15,374
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	282	△49,908	9,051
外国為替 (負債) の純増減 (△)	△360	4,003	△6,242
普通社債発行及び償還による増減 (△)	—	1,084	1,599
信託勘定借の純増減 (△)	△34,882	9,928	△49,718
資金運用による収入	232,263	231,289	473,652
資金調達による支出	△65,081	△67,113	△120,985
その他	109,991	74,242	△78,830
小計	△533,639	△116,287	△482,360
法人税等の支払額	12,192	35,821	11,501
営業活動によるキャッシュ・フロー	△521,447	△80,465	△470,859

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度の連結 キャッシュ・フロー 計算書 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	△11,204,152	△15,068,459	△27,321,029
有価証券の売却による収入	10,818,823	14,563,434	27,104,446
有価証券の償還による収入	967,636	283,542	1,324,638
金銭の信託の減少による収入	10,269	—	10,269
有形固定資産の取得による支出	△2,332	△2,437	△5,563
有形固定資産の売却による収入	248	162,759	2,320
無形固定資産の取得による支出	△752	△1,514	△2,171
無形固定資産の売却による収入	5	11	14
投資活動によるキャッシュ・フロー	589,744	△62,664	1,112,925
財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付借入れによる収入	—	—	2,000
劣後特約付借入金の返済による支出	△17,000	△1,000	△22,000
劣後特約付社債の発行による収入	—	—	13,955
劣後特約付社債の償還による支出	—	—	△10,000
配当金の支払額	△363,271	△18,374	△546,668
少数株主への配当金の支払額	—	△262	△195
財務活動によるキャッシュ・フロー	△380,271	△19,637	△562,908
現金及び現金同等物に係る換算差額	7	△12	△99
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△311,966	△162,780	79,057
現金及び現金同等物の期首残高	817,113	896,170	817,113
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 505,147	※1 733,390	※1 896,170

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 5社 主要な会社名 P. T. Bank Resona Perdania Daiwa International Finance(Cayman) Limited 及び Daiwa PB Limited は清算に より当中間連結会計期 間から連結の範囲より 除外しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicios e Representacoes Ltda. 非連結子会社は、その 資産、経常収益、中間 純損益(持分に見合う 額)、利益剰余金(持分 に見合う額)及び繰延 ヘッジ損益(持分に見 合う額)等からみて、 連結の範囲から除いて も企業集団の財政状態 及び経営成績に関する 合理的な判断を妨げな い程度に重要性が乏し いため、連結の範囲か ら除外しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 5社 主要な会社名 P. T. Bank Resona Perdania</p> <p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicios e Representacoes Ltda. 非連結子会社は、その 資産、経常収益、中間 純損益(持分に見合う 額)、利益剰余金(持分 に見合う額)及び繰延 ヘッジ損益(持分に見 合う額)等からみて、 連結の範囲から除いて も企業集団の財政状態 及び経営成績に関する 合理的な判断を妨げな い程度に重要性が乏し いため、連結の範囲か ら除外しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 5社 主要な連結子会社名 は、「第1 企業の概 況 4 関係会社の状 況」に記載しているた め省略しました。 Daiwa International Finance(Cayman) Limited 及び Daiwa PB Limited は清算に より当連結会計年度か ら連結の範囲より除外 しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicios e Representacoes Ltda. 非連結子会社は、その 資産、経常収益、当期 純損益(持分に見合う 額)、利益剰余金(持分 に見合う額)及び繰延 ヘッジ損益(持分に見 合う額)等からみて、 連結の範囲から除いて も企業集団の財政状態 及び経営成績に関する 合理的な判断を妨げな い程度に重要性が乏し いため、連結の範囲か ら除外しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(追加情報)</p> <p>財務諸表等規則第8条7項の規定により出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社は、連結の範囲から除外しております。当該会社の概要等は、「(開示対象特別目的会社関係)」の注記に掲げております。</p> <p>なお、「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第15号平成19年3月29日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用しております。</p>		<p>(追加情報)</p> <p>財務諸表等規則第8条7項の規定により出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社は、連結の範囲から除外しております。当該会社の概要等は、「(開示対象特別目的会社関係)」の注記に掲げております。</p> <p>なお、「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第15号平成19年3月29日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用しております。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社はありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社4社</p> <p>主要な会社名</p> <p>りそな保証株式会社 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社</p> <p>主要な会社名</p> <p>Asahi Servicos e Representacoes Ltda.</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社はありません。</p> <p>持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社はありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社4社</p> <p>主要な会社名</p> <p>りそな保証株式会社 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社</p> <p>主要な会社名</p> <p>Asahi Servicos e Representacoes Ltda.</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社はありません。</p> <p>持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社はありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社4社</p> <p>主要な会社名</p> <p>りそな保証株式会社 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社</p> <p>主要な会社名</p> <p>Asahi Servicos e Representacoes Ltda.</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社はありません。</p> <p>持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <p>6月末日 4社 9月末日 1社</p> <p>(2) 上記の子会社については、それぞれの間中間決算日の財務諸表により連結しております。中間連結決算日と上記の間中間決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <p>6月末日 4社 9月末日 1社</p> <p>(2) 同左</p>	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <p>12月末日 4社 3月末日 1社</p> <p>(2) 上記の子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。連結決算日と上記の間決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>
4 開示対象特別目的会社に関する事項	—————	<p>当社では、住宅ローン債権に係る信用リスクの削減などを目的として、過去に特別目的会社を利用して住宅ローン債権の流動化を実施いたしました。特別目的会社は、英国領ケイマン諸島に設立された会社です。当該流動化において、当社は住宅ローン債権を特別目的会社に譲渡し、特別目的会社は譲受けた債権を裏付けに社債を発行して調達した資金をローン債権の購入代金として当社に引渡しております。</p>	—————

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)						
		<p>当中間連結会計期間末における開示対象特別目的会社は1社で、当該特別目的会社の直近の決算日における資産総額は4,960百万円、負債総額は4,979百万円です。なお、当該特別目的会社について、当社グループでは議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。</p> <p>当中間連結会計期間における特別目的会社との取引金額等は以下の通りです。</p> <table border="1" data-bbox="794 853 1082 1122"> <thead> <tr> <th data-bbox="794 853 935 931"></th> <th data-bbox="935 853 1082 931">当中間連結 会計期間末 残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="794 931 935 1037">譲渡資産 (住宅ローン債権)</td> <td data-bbox="935 931 1082 1037">4,204 百万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="794 1037 935 1122">譲渡資産に係る劣後債権</td> <td data-bbox="935 1037 1082 1122">2,242 百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 信託報酬及び分配益などの損益取引は、重要性が乏しいため記載しておりません。</p>		当中間連結 会計期間末 残高	譲渡資産 (住宅ローン債権)	4,204 百万円	譲渡資産に係る劣後債権	2,242 百万円	
	当中間連結 会計期間末 残高								
譲渡資産 (住宅ローン債権)	4,204 百万円								
譲渡資産に係る劣後債権	2,242 百万円								

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
5 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については主として中間連結決算日前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 同左</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については主として連結決算日前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左
	(4) 減価償却の方法 有形固定資産 当社の有形固定資産の減価償却は、建物については定額法、動産については定率法をそれぞれ採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 2年～50年 動産 2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。	(4) 減価償却の方法 有形固定資産(リース資産を除く) 当社の有形固定資産の減価償却は、建物については定額法、動産については定率法をそれぞれ採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 2年～50年 その他 2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。	(4) 減価償却の方法 有形固定資産 当社の有形固定資産は、建物については定額法、動産については定率法をそれぞれ採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 2年～50年 動産 2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ18百万円減少しております。</p> <p>(追加情報) 当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ194百万円減少しております。</p>		<p>(会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ75百万円減少しております。</p> <p>(追加情報) 当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ373百万円減少しております。</p> <p>また、平成22年度中に予定している東京本社ビルの移転に際し除却が見込まれる有形固定資産について、耐用年数の見直しを行い、当連結会計年度において臨時償却を行いました。これに伴い経常利益及び税金等調整前当期純利益は1,332百万円減少しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>無形固定資産</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。</p> <p>のれんの償却については、原則5年間の均等償却を行っておりますが、重要性の乏しいものは発生年度において一括償却しております。</p> <p>—————</p>	<p>無形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。</p> <p>リース資産</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p> <p>なお、所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産と同一の方法により償却しております。</p>	<p>無形固定資産</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。</p> <p>—————</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当社の貸倒引当金は、 予め定めている償却・ 引当基準に則り、次の とおり計上しております。 破産、特別清算等、法的 に経営破綻の事実が 発生している債務者 (以下、「破綻先」と いう。)に係る債権及 びそれと同等の状況に ある債務者(以下、 「実質破綻先」とい う。)に係る債権につ いては、下記直接減額 後の帳簿価額から、担 保の処分可能見込額及 び保証による回収可能 見込額を控除し、その 残額を計上しております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当社の貸倒引当金は、 予め定めている償却・ 引当基準に則り、次の とおり計上しております。 破産、特別清算等、法的 に経営破綻の事実が 発生している債務者 (以下、「破綻先」と いう。)に係る債権及 びそれと同等の状況に ある債務者(以下、 「実質破綻先」とい う。)に係る債権につ いては、下記直接減額 後の帳簿価額から、担 保の処分可能見込額及 び保証による回収可能 見込額を控除し、その 残額を計上しております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当社の貸倒引当金は、 予め定めている償却・ 引当基準に則り、次の とおり計上しております。 破産、特別清算等、法的 に経営破綻の事実が 発生している債務者 (以下、「破綻先」と いう。)に係る債権及 びそれと同等の状況に ある債務者(以下、 「実質破綻先」とい う。)に係る債権につ いては、下記直接減額 後の帳簿価額から、担 保の処分可能見込額及 び保証による回収可能 見込額を控除し、その 残額を計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>なお、破綻懸念先のうち、キャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p>	<p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>なお、破綻懸念先のうち、キャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p>	<p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>なお、破綻懸念先のうち、キャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は249,596百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は321,132百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は286,882百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
	<p>(6) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>	—	<p>(6) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(7) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>なお、賞与引当金は業績インセンティブ給与が制度として定着し、当中間連結会計期間に帰属する額を合理的に見積もることができるようになったため、当中間連結会計期間より計上しております。</p>	<p>(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(7) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>前連結会計年度までは、連結財務諸表作成時に業績インセンティブ給与の支給総額が確定していたため、未払金としてその他負債に含めて計上しておりますが、当連結会計年度より、一部計算が未確定となるため、合理的な見積額を賞与引当金として計上しております。</p> <p>なお、前連結会計年度において業績インセンティブ給与として計上した未払金は8,144百万円であります。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(8) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は、以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：発生年度に一括して損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(8) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。</p> <p>また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は、以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：発生年度に一括して損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(9) その他の引当金の計上基準 その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。 主な内訳は次のとおりです。 預金払戻損失引当金 負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。</p>	<p>(8) その他の引当金の計上基準 その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。 主な内訳は次のとおりです。 信託取引損失引当金 10,782百万円 当社が受託者として管理・運営している元本補填契約のない信託取引について、将来発生する可能性がある損失を見積もり、計上しております。 預金払戻損失引当金 2,989百万円 負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。 信用保証協会負担金引当金 1,000百万円 信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積り計上しております。</p>	<p>(9) その他の引当金の計上基準 その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。 主な内訳は次のとおりです。 信託取引損失引当金 10,686百万円 当社が受託者として管理・運用している元本補填契約のない信託取引について、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。 預金払戻損失引当金 1,960百万円 負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。 信用保証協会負担金引当金 700百万円 信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積り計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(10) 特別法上の引当金の計上基準</p> <p>特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金0百万円であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p> <p>なお、従来、金融先物取引法第81条及び証券取引法第65条の2第7項において準用する証券取引法第51条の規定に基づき、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金を計上しておりましたが、平成19年9月30日に金融商品取引法が施行されたことに伴い、当中間連結会計期間から金融商品取引責任準備金として計上しております。</p>	<p>(9) 特別法上の引当金の計上基準</p> <p>特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	<p>(10) 特別法上の引当金の計上基準</p> <p>特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金0百万円であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p> <p>なお、従来、証券取引法第65条の2第7項において準用する証券取引法第51条の規定に基づき、証券取引責任準備金を計上しておりましたが、平成19年9月30日に金融商品取引法が施行されたことに伴い、当連結会計年度から金融商品取引責任準備金として計上しております。</p>
	<p>(11) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当社の外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(10) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>同左</p>	<p>(11) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当社の外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>
	<p>(12) リース取引の処理方法</p> <p>当社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(11) リース取引の処理方法</p> <p>当社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(12) リース取引の処理方法</p> <p>当社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(13)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 当社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してりました多数の貸出金・預金</p>	<p>(12)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 当社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してりました多数の貸出金・預金</p>	<p>(13)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 当社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してりました多数の貸出金・預金等か</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は3,312百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は4,265百万円(同前)であります。</p>	<p>等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は902百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は1,566百万円(同前)であります。</p>	<p>ら生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は1,804百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は2,651百万円(同前)であります。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が生じていること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(ハ)連結会社間取引等 デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間又は内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p>	(ハ)連結会社間取引等 同左	(ハ)連結会社間取引等 同左
	(14)消費税等の会計処理 当社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(13)消費税等の会計処理 同左	(14)消費税等の会計処理 同左
	(15)連結納税制度の適用 当社は株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として連結納税制度を適用しております。	(14)連結納税制度の適用 同左	(15)連結納税制度の適用 同左
6 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<p>—————</p> <p>(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号平成18年5月17日)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。なお、これによる影響はありません。</p> <p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。なお、これによる影響は軽微であります。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>

【追加情報】

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>固定資産の減損に係る会計基準の適用にあたり、稼働資産については、前連結会計年度の下期において、グルーピングの単位を一定の地域等から、継続的な収支の管理・把握を実施している各営業店に変更いたしました。従って、前中間連結会計期間は、変更後の方法によった場合に比べ、税金等調整前中間純利益は1,605百万円多く計上されております。</p>	<p>—————</p>	<p>—————</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式32,250百万円及び出資金23百万円が含まれております。</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却または(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は148,495百万円、再貸付けに供している有価証券は9,902百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは4,927百万円であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は14,429百万円、延滞債権額は289,851百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>※1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式40,247百万円及び出資金23百万円が含まれております。</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却または(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは54百万円ありますが、(再)担保に差し入れている有価証券及び再貸付けに供している有価証券はありません。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は29,235百万円、延滞債権額は320,107百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>※1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式37,089百万円及び出資金23百万円が含まれております。</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却または(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは54百万円ありますが、(再)担保に差し入れている有価証券及び再貸付けに供している有価証券はありません。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は12,967百万円、延滞債権額は250,274百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は7,366百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は11,275百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は4,173百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>
<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は152,289百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は149,516百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は138,360百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>
<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は463,937百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は510,134百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は405,776百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>
<p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は203,763百万円であります。</p>	<p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は160,379百万円であります。</p>	<p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、179,639百万円であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※8 担保に供している資産は、次のとおりであります。 担保に供している資産 特定取引資産 221,670百万円 有価証券 2,066,059百万円 貸出金 160,006百万円 その他資産 3,950百万円</p> <p>担保資産に対応する債務 預金 67,370百万円 売現先勘定 236,312百万円 債券貸借取引受入担保金 27,644百万円 借入金 398,800百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金246百万円、有価証券831,618百万円及びその他資産14,671百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は3,222百万円、敷金保証金は16,955百万円であります。</p>	<p>※8 担保に供している資産は、次のとおりであります。 担保に供している資産 特定取引資産 268,558百万円 有価証券 2,478,041百万円 貸出金 158,262百万円 その他資産 3,903百万円</p> <p>担保資産に対応する債務 預金 150,420百万円 コールマネー及び売渡手形 200,000百万円 売現先勘定 642,556百万円 借入金 418,000百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券600,032百万円及びその他資産48,445百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は3,466百万円、敷金保証金は18,203百万円であります。</p>	<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 特定取引資産 96,807百万円 有価証券 1,890,867百万円 貸出金 180,846百万円 その他資産 3,940百万円</p> <p>担保資産に対応する債務 預金 128,425百万円 コールマネー及び売渡手形 250,000百万円 売現先勘定 16,976百万円 債券貸借取引受入担保金 10,626百万円 借入金 517,500百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券668,193百万円、その他資産89,126百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は2,907百万円、敷金保証金は16,918百万円であります。</p>
<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、7,224,071百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが6,926,030百万円あります。</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、6,923,558百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが6,681,116百万円あります。</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、6,863,148百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが6,574,256百万円あります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 株式会社あさひ銀行及び株式会社奈良銀行より継承した事業用の土地については、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 株式会社あさひ銀行及び株式会社奈良銀行より継承した事業用の土地については、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 株式会社あさひ銀行及び株式会社奈良銀行より継承した事業用の土地については、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>※11 有形固定資産の減価償却累計額 137,355百万円</p> <p>※12 有形固定資産の圧縮記帳額 44,687百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金9,000百万円が含まれております。</p> <p>※14 社債は全額劣後特約付社債であります。</p> <p>※15 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は420,991百万円であります。 なお、当該保証債務に係る支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正されたことに伴い、相殺しております。 前中間連結会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間連結会計期間末の支払承諾および支払承諾見返はそれぞれ471,712百万円減少します。</p> <p>16 当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託471,455百万円であります。</p>	<p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>※11 有形固定資産の減価償却累計額 134,667百万円</p> <p>※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金5,000百万円が含まれております。</p> <p>※14 社債には、劣後特約付社債568,582百万円が含まれております。</p> <p>※15 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は328,303百万円であります。</p> <p>16 当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託440,982百万円あります。</p>	<p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>※11 有形固定資産の減価償却累計額 138,572百万円</p> <p>※12 有形固定資産の圧縮記帳額 44,423百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金6,000百万円が含まれております。</p> <p>※14 社債には、劣後特約付社債585,531百万円が含まれております。</p> <p>※15 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は379,962百万円であります。</p> <p>16 当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託433,580百万円あります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>1 「その他経常収益」には、 株式等売却益 12,661百万円 を含んでおります。</p> <p>2 「その他経常費用」には、 株式等売却損 20,503百万円 貸出金償却 19,185百万円 貸倒引当金繰入額 10,050百万円 を含んでおります。</p> <p>3 「特別利益」には、 償却債権取立益 25,529百万円 を含んでおります。</p> <p>5 「特別損失」には、 減損損失 1,956百万円 固定資産処分損 551百万円 を含んでおります。</p>	<p>1 「その他経常収益」には、 株式等売却益 8,895百万円 を含んでおります。</p> <p>2 「その他経常費用」には、 貸出金償却 63,128百万円 貸倒引当金繰入額 52,412百万円 株式等償却 8,431百万円 株式等売却損 3,406百万円 を含んでおります。</p>	<p>1 「その他経常収益」には、 株式等売却益 17,749百万円 を含んでおります。</p> <p>2 「その他経常費用」には、 貸出金償却 54,562百万円 株式等売却損 37,589百万円 株式等償却 24,801百万円 を含んでおります。</p> <p>4 「その他の特別利益」には、 債権売却益 40,000百万円 投資損失引当金取崩額 14,775百万円 を含んでおります。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前連結会計 年度末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	30,844,697	763	—	30,845,461	注
種類株式					
乙種第一回優先株式	680,000	—	—	680,000	
丁種第一回優先株式	60	—	60	—	注
戊種第一回優先株式	240,000	—	—	240,000	
己種第一回優先株式	80,000	—	—	80,000	
第1種第一回優先株式	12,500,000	—	—	12,500,000	
第2種第一回優先株式	12,808,217	—	—	12,808,217	
第3種第一回優先株式	12,500,000	—	—	12,500,000	
合計	69,652,975	763	60	69,653,679	
自己株式					
種類株式					
丁種第一回優先株式	—	60	60	—	注

(注) 普通株式の発行済株式および丁種第一回優先株式の自己株式の増加は、取得権行使による増加であり、丁種第一回優先株式の発行済株式および自己株式の減少は、取得した自己株式の消却による減少であります。

2 配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年5月18日 取締役会	普通株式	351,629	11.40	平成19年3月31日	平成19年5月21日
	種類株式				
	乙種第一回 優先株式	2,162	3.18		
	丁種第一回 優先株式	0	5		
	戊種第一回 優先株式	1,725	7.19		
	己種第一回 優先株式	740	9.25		
	第1種第一回 優先株式	2,318	0.1855		
	第2種第一回 優先株式	2,375	0.1855		
第3種第一回 優先株式	2,318	0.1855			

II 当中間連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計 年度末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	30,845,461	—	—	30,845,461	
種類株式					
乙種第一回優先株式	680,000	—	—	680,000	
戊種第一回優先株式	240,000	—	—	240,000	
己種第一回優先株式	80,000	—	—	80,000	
第1種第一回優先株式	12,500,000	—	—	12,500,000	
第2種第一回優先株式	12,808,217	—	—	12,808,217	
第3種第一回優先株式	12,500,000	—	—	12,500,000	
合計	69,653,679	—	—	69,653,679	

2 配当に関する事項

当中間連結会計期間中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年5月16日 取締役会	普通株式	3,084	0.10	平成20年3月31日	平成20年5月19日
	種類株式				
	乙種第一回 優先株式	2,162	3.18		
	戊種第一回 優先株式	1,725	7.19		
	己種第一回 優先株式	740	9.25		
	第1種第一回 優先株式	3,525	0.282		
	第2種第一回 優先株式	3,611	0.282		
	第3種第一回 優先株式	3,525	0.282		

Ⅲ 前連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計 年度末株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計 年度減少株式数	当連結会計 年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	30,844,697	763	—	30,845,461	注
種類株式					
乙種第一回優先株式	680,000	—	—	680,000	
丁種第一回優先株式	60	—	60	—	注
戊種第一回優先株式	240,000	—	—	240,000	
己種第一回優先株式	80,000	—	—	80,000	
第1種第一回優先株式	12,500,000	—	—	12,500,000	
第2種第一回優先株式	12,808,217	—	—	12,808,217	
第3種第一回優先株式	12,500,000	—	—	12,500,000	
合計	69,652,975	763	60	69,653,679	
自己株式					
種類株式					
丁種第一回優先株式	—	60	60	—	注

(注) 普通株式の発行済株式及び丁種第一回優先株式の自己株式の増加は、取得権行使による増加であり、丁種第一回優先株式の発行済株式及び自己株式の減少は、取得した自己株式の消却による減少であります。

2 配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年5月18日 取締役会	普通株式	351,629	11.4	平成19年3月31日	平成19年5月21日
	種類株式				
	乙種第一回 優先株式	2,162	3.18		
	丁種第一回 優先株式	0	5		
	戊種第一回 優先株式	1,725	7.19		
	己種第一回 優先株式	740	9.25		
	第1種第一回 優先株式	2,318	0.1855		
	第2種第一回 優先株式	2,375	0.1855		
	第3種第一回 優先株式	2,318	0.1855		
平成20年3月24日 取締役会	普通株式	168,107	5.45	平成19年12月31日	平成20年3月25日
	種類株式				
	乙種第一回 優先株式	2,162	3.18		
	戊種第一回 優先株式	1,725	7.19		
	己種第一回 優先株式	740	9.25		
	第1種第一回 優先株式	3,525	0.282		
	第2種第一回 優先株式	3,611	0.282		
	第3種第一回 優先株式	3,525	0.282		

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	配当の原資	基準日	効力発生日
平成20年5月 16日 取締役会	普通株式	3,084	0.10	利益剰余金	平成20年3月31日	平成20年5月19日
	種類株式					
	乙種第一回 優先株式	2,162	3.18			
	戊種第一回 優先株式	1,725	7.19			
	己種第一回 優先株式	740	9.25			
	第1種第一回 優先株式	3,525	0.282			
	第2種第一回 優先株式	3,611	0.282			
	第3種第一回 優先株式	3,525	0.282			

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成19年9月30日現在</p> <p>現金預け金勘定 1,153,926百万円</p> <p>日本銀行以外への預け金 <u>△648,779百万円</u></p> <p>現金及び現金同等物 <u>505,147百万円</u></p>	<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成20年9月30日現在</p> <p>現金預け金勘定 1,365,137百万円</p> <p>日本銀行以外への預け金 <u>△631,747百万円</u></p> <p>現金及び現金同等物 <u>733,390百万円</u></p>	<p>※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成20年3月31日現在</p> <p>現金預け金勘定 1,783,027百万円</p> <p>日本銀行以外への預け金 <u>△886,857百万円</u></p> <p>現金及び現金同等物 <u>896,170百万円</u></p>

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(借手側)</p> <p>—————</p> <p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 動産 12,085百万円 減価償却累計額相当額 動産 6,462百万円 中間連結会計期間末残高相当額 動産 5,623百万円 ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 1,988百万円 1年超 4,002百万円 合計 5,991百万円 	<p>(借手側)</p> <p>1 ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース資産の内容</p> <p>(ア)有形固定資産 主として、現金自動機であります。</p> <p>(イ)無形固定資産 ソフトウェアであります。なお、中間連結貸借対照表に無形固定資産として計上しているもの以外に、ソフトウェアのリース取引と役務提供取引が一体化されているシステムアウトソーシング契約により、支払金額が確定している将来費用の総額は、27,017百万円であります。</p> <p>(2) リース資産の減価償却の方法 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5.会計処理に関する事項」の「(4)減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>(3) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 8,782百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 5,360百万円 中間連結会計期間末残高相当額 有形固定資産 3,422百万円 ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 1,448百万円 1年超 2,382百万円 合計 3,831百万円 	<p>(借手側)</p> <p>—————</p> <p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額 動産 12,050百万円 減価償却累計額相当額 動産 6,914百万円 年度末残高相当額 動産 5,135百万円 ・未経過リース料年度末残高相当額 1年内 1,999百万円 1年超 3,569百万円 合計 5,569百万円

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																		
<ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 1,103百万円 減価償却費 1,062百万円 相当額 支払利息相当額 84百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 2 オペレーティング・リース取引 <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">14百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">2百万円</td> </tr> <tr> <td><u>合計</u></td> <td style="text-align: right;"><u>17百万円</u></td> </tr> </table> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p>	1年内	14百万円	1年超	2百万円	<u>合計</u>	<u>17百万円</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 951百万円 減価償却費 934百万円 相当額 支払利息相当額 60百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 2 オペレーティング・リース取引 <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">4,482百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">4,654百万円</td> </tr> <tr> <td><u>合計</u></td> <td style="text-align: right;"><u>9,137百万円</u></td> </tr> </table> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p>	1年内	4,482百万円	1年超	4,654百万円	<u>合計</u>	<u>9,137百万円</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 2,200百万円 減価償却費 2,151百万円 相当額 支払利息相当額 158百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。 2 オペレーティング・リース取引 <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">10百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">2百万円</td> </tr> <tr> <td><u>合計</u></td> <td style="text-align: right;"><u>13百万円</u></td> </tr> </table> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p>	1年内	10百万円	1年超	2百万円	<u>合計</u>	<u>13百万円</u>
1年内	14百万円																			
1年超	2百万円																			
<u>合計</u>	<u>17百万円</u>																			
1年内	4,482百万円																			
1年超	4,654百万円																			
<u>合計</u>	<u>9,137百万円</u>																			
1年内	10百万円																			
1年超	2百万円																			
<u>合計</u>	<u>13百万円</u>																			
<p>(貸手側)</p> <p style="text-align: center;">—————</p>	<p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 オペレーティング・リース取引 <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">42百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">397百万円</td> </tr> <tr> <td><u>合計</u></td> <td style="text-align: right;"><u>439百万円</u></td> </tr> </table> 	1年内	42百万円	1年超	397百万円	<u>合計</u>	<u>439百万円</u>	<p>(貸手側)</p> <p style="text-align: center;">—————</p>												
1年内	42百万円																			
1年超	397百万円																			
<u>合計</u>	<u>439百万円</u>																			

(有価証券関係)

I 前中間連結会計期間末

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(百万円)
株式	292,019	558,110	266,090
債券	3,221,575	3,197,255	△24,319
国債	2,833,032	2,811,246	△21,786
地方債	179,259	177,479	△1,779
社債	209,283	208,529	△754
その他	241,782	247,719	5,937
合計	3,755,376	4,003,084	247,707

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式については主として当中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、1,120百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付け先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

3 時価評価されていない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成19年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	84,300
非上場内国債	458,352

II 当中間連結会計期間末

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	30,083	30,270	186

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(百万円)
株式	287,685	414,560	126,874
債券	3,049,022	3,004,845	△44,176
国債	2,691,071	2,648,164	△42,906
地方債	104,587	103,873	△713
社債	253,364	252,807	△556
その他	193,693	185,436	△8,257
合計	3,530,401	3,604,842	74,440

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式については主として当中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、2,592百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付け先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

3 時価評価されていない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成20年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	50,758
非上場内国債	352,143

Ⅲ 前連結会計年度末

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権、並びに「特定取引資産」中の商品有価証券、短期社債を含めて記載しております。

1 売買目的有価証券(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	257,454	711

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	290,696	448,331	157,635	167,316	9,681
債券	2,871,406	2,847,136	△24,269	3,077	27,346
国債	2,410,563	2,386,060	△24,503	1,925	26,428
地方債	149,242	149,800	558	1,019	460
社債	311,599	311,275	△324	132	457
その他	115,952	119,304	3,351	6,614	3,262
合計	3,278,054	3,414,772	136,717	177,008	40,290

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、株式については主として当連結会計年度末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下、「減損損失」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、3,123百万円であります。

また時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付け先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

4 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	27,081,606	58,857	56,229

5 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成20年3月31日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	60,872
非上場内国債券	407,117

6 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成20年3月31日現在)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	1,869,786	493,729	395,276	495,462
国債	1,550,269	—	340,329	495,462
地方債	34,429	72,781	42,589	—
社債	285,086	420,948	12,357	—
その他	9,325	14,036	42,658	8,493
合計	1,879,111	507,766	437,934	503,956

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末

- 1 満期保有目的の金銭の信託(平成19年9月30日現在)
該当ありません。
- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年9月30日現在)
該当ありません。

II 当中間連結会計期間末

- 1 満期保有目的の金銭の信託(平成20年9月30日現在)
該当ありません。
- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年9月30日現在)
該当ありません。

III 前連結会計年度末

- 1 運用目的の金銭の信託(平成20年3月31日現在)
該当ありません。
- 2 満期保有目的の金銭の信託(平成20年3月31日現在)
該当ありません。
- 3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年3月31日現在)
該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成19年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	247,707
その他有価証券	247,707
その他の金銭の信託	
()繰延税金負債	63,004
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	184,702
()少数株主持分相当額	
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	9
その他有価証券評価差額金	184,693

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成20年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	74,440
その他有価証券	74,440
その他の金銭の信託	
()繰延税金負債	9,584
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	64,856
()少数株主持分相当額	
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	4
その他有価証券評価差額金	64,852

前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金(平成20年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	136,717
その他有価証券	136,717
その他の金銭の信託	
()繰延税金負債	31,990
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	104,727
()少数株主持分相当額	
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	13
その他有価証券評価差額金	104,713

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	1,170,541	△360	△360
店頭	金利スワップ	20,075,503	22,594	22,368
	キャップ	178,900	△61	675
	フロアー	18,242	△70	96
	スワップション	28,000	19	△3
	合計	—	22,121	22,775

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	3,476,917	2,720	△2,333
	為替予約	1,670,584	38,676	38,676
	通貨オプション	3,148,638	△9,837	5,708
	合計	—	31,560	42,051

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物	84,473	464	464
	合計	—	464	464

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

II 当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物	243,515	△83	△83
店頭	金利スワップ	18,500,233	24,745	24,394
	キャップ	96,896	△62	353
	フロアー	50,158	341	514
	スワップション	500,000	△111	122
	合計	—	24,829	25,300

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	3,358,474	△1,222	21,713
	為替予約	1,611,290	△1	△1
	通貨オプション	2,646,748	41,473	52,619
	合計	—	40,250	74,331

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	株式指数先物	2,259	△4	△4
	合計	—	△4	△4

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(4) 債券関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	債券先物	25,817	1	1
	債券先物オプション	14,906	11	△54
	合計	—	13	△53

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

前連結会計年度末

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

通貨関連

為替予約、通貨オプション、通貨スワップ

金利関連

金利スワップ、金利オプション、金利先物、金利先物オプション、金利先渡契約

債券関連

債券先物、債券先物オプション、債券店頭オプション

株式関連

株式指数先物、株式指数オプション、有価証券店頭オプション

(2) 取引に対する取組方針及び利用目的

お客様の高度化・多様化したニーズにお応えする金融商品を提供する上で、また、当社が晒される様々なリスクをコントロールする上で、デリバティブ取引は欠かせないものとなっています。当社では、取引に内在するリスクを正確に認識し、適切な管理体制の下に、経営戦略・資源に応じた取引を行うことを基本とし、以下の目的でデリバティブ取引を行っています。

お客様のリスクヘッジニーズへの対応

お客様は様々なリスクに晒されており、このリスクをヘッジするニーズは高く、また多様化しています。当社のデリバティブ取引の中心は、このようなお客様のリスクヘッジニーズに応じた商品の提供であります。当社では、お客様の様々なニーズに的確にお応えするために、豊富な金融商品を取り揃えとともに、商品提供力の向上に努めています。

しかし、デリバティブ取引は、その仕組み・内容から多大な損失を被る場合も想定されます。そこで、当社は次のような「行動基準」を作成し、お客様と取引する際にはこの基準に沿って行っております。

・商品内容とリスクの説明

商品内容、仕組み、市場リスク、信用リスク等について、必ず書面(提案書・デリバティブリスク説明書等)を使用して十分に説明すること。

・自己責任の原則と取引能力

お客様が自己責任の原則を認識しており、その取引を行うに十分な判断力を有していること。

・時価情報(お客様の含み損益の状況)の提供

取引実行後、お客様の要請または必要に応じて、定期的又は随時に時価情報をお客様に還元し、お客様の判断の一助とすること。

なお、平成19年9月の金融商品取引法施行の際、コンプライアンス意識の向上およびデリバティブ商品販売の担い手の質的向上を目的として、ロールプレイング研修の実施、社内資格制度の創設などを行いました。引き続き顧客保護等管理態勢の強化を図って参ります。

金融資産・負債のヘッジ

当社では、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債の状況から生じる金利リスクを適正にコントロールする手段として、金利スワップ等のデリバティブ取引を利用しております。

具体的には、資産・負債の将来にわたる価値を金利変動から守るための「公正価値ヘッジ」や将来のキャッシュ・フローを確定するための「キャッシュフローヘッジ」を「包括ヘッジ」及び「個別ヘッジ」として実施しております。

当該取引については、検証方法等に係る規定を制定し、定期的にヘッジの有効性検証を行うなど厳正な管理を実施しています。「包括ヘッジ」の場合は、ヘッジ対象とヘッジ手段を残存期間毎にグルーピング化して重要な条件を確認することにより、又は、回帰分析等によりヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を確認することにより、ヘッジの有効性を検証しています。また、「個別ヘッジ」の場合は、当該個別ヘッジに係る有効性の検証を実施しています。

トレーディング取引

短期的な相場変動や市場間の格差等を利用して利益を得ることを目的とするトレーディング取引としてデリバティブ取引を行っております。

(3) 取引に係るリスクの内容とリスク管理体制

デリバティブ取引のリスクには、大別して市場リスクと信用リスクがあります。

市場リスクとは、金利、為替および株式等の様々な市場のリスクファクターの変動により、資産・負債（オフバランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクです。

信用リスクとは、お取引先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクで、デリバティブ取引においては、市場でお客様とのキャッシュフローを新たに構築するためのコスト（再構築コスト）に将来の相場変動によって再構築コストが変動する潜在的なコストを上乗せして計測するカレントエクスポージャー方式で定期的に把握しております。

当社では、リスク管理を経営の最重要課題の一つと位置付け、経営陣の関与のもと、以下のような管理体制の強化、改善を行っております。

市場リスク管理体制

当社の市場リスク管理体制については、持株会社の「グループリスク管理方針」に則って、リスク管理の枠組みを定めた「市場リスク管理の基本方針」を取締役会で制定し、これに基づいた管理を行っております。

まず、市場取引部門から独立したリスク管理部門として、リスク統括部を設置し、厳格なリスク管理を実施しています。また、市場リスク全体に対しては、経営体力に基づいたバリュアットリスク（自己のポジションに対して市場が不利な方向へ動いたときに一定の確率の範囲内で発生する最大損失額を統計的手法により算出した額。以下、「V a R」という。）によるリスク限度を設定するとともに、損失額についても損失限度を設定し、相場変動に伴う損失を一定範囲内にとどめる体制を敷いています。また、リスク統括部が、日次でV a R・損益を計測し、リスク限度・損失限度の遵守状況を管理するとともに経営陣宛報告を行っております。

信用リスク管理体制

デリバティブ取引に係る信用リスクについては、貸出金等のオンバランス取引と合算して、市場部門、業務推進部門から独立した融資・審査部門が所管し、与信判断と管理を行う体制となっております。また、お客様の信用度の変化に応じ、機動的に取引限度額の見直しを行う体制を整えております。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物				
	売建	183,880	—	△110	△110
	買建	44,883	—	△9	△9
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	9,273,144	6,232,548	117,650	116,801
	受取変動・支払固定	8,653,850	6,201,396	△84,715	△84,320
	受取変動・支払変動	2,405,500	1,828,000	△3,041	△3,041
	キャップ				
	売建	81,037	28,479	243	521
	買建	67,500	2,500	185	△73
	フローアー				
	売建	6,000	6,000	221	△67
	買建	17,008	16,897	258	236
	スワップション				
	売建	—	—	—	—
買建	1,000	—	56	40	
	合計	—	—	29,809	29,976

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定
 取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。
 店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	3,306,390	2,972,999	△8,227	35,216
	為替予約				
	売建	277,376	65,130	8,700	8,700
	買建	1,034,017	637,277	△16,841	△16,841
	通貨オプション				
	売建	1,306,973	981,692	69,788	9,013
買建	1,366,506	959,737	120,427	56,109	
	合計	—	—	34,270	92,197

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定
 割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物				
	売建	43,606	—	76	76
	買建	5,789	—	3	3
	合計	—	—	79	79

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定
東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5) 商品関連取引(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計及び経常利益の合計額に占める銀行信託業務の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計及び経常利益の合計額に占める銀行信託業務の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計、経常利益及び全セグメントの資産の合計額に占める銀行信託業務の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

(開示対象特別目的会社関係)

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

当社では、住宅ローン債権に係る信用リスクの削減などを目的として、過去に特別目的会社を利用して住宅ローン債権の流動化を実施いたしました。特別目的会社は、英国領ケイマン諸島に設立された会社です。当該流動化において、当社は住宅ローン債権を特別目的会社に譲渡し、特別目的会社は譲受けた債権を裏付けに社債を発行して調達した資金をローン債権の購入代金として当社に引渡しております。

当中間連結会計期間末における開示対象特別目的会社は1社で、当該特別目的会社の直近の決算日における資産総額は7,008百万円、負債総額は7,031百万円です。なお、当該特別目的会社について、当社グループでは議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。

当中間連結会計期間における特別目的会社との取引金額等は以下の通りです。

(単位：百万円)

	当中間連結会計 期間末残高
譲渡資産（住宅ローン債権）	6,050
譲渡資産に係る劣後債権	2,223

(注) 信託報酬及び分配益などの損益取引は、重要性が乏しいため記載しておりません。

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

当社では、住宅ローン債権に係る信用リスクの削減などを目的として、過去に特別目的会社を利用して住宅ローン債権の流動化を実施いたしました。特別目的会社は、英国領ケイマン諸島に設立された会社です。当該流動化において、当社は住宅ローン債権を特別目的会社に譲渡し、特別目的会社は譲受けた債権を裏付けに社債を発行して調達した資金をローン債権の購入代金として当社に引渡しております。

当連結会計年度末における開示対象特別目的会社は1社で、当該特別目的会社の直近の決算日における資産総額は7,008百万円、負債総額は7,031百万円です。なお、当該特別目的会社について、当社グループでは議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。

当連結会計年度における特別目的会社との取引金額等は以下の通りです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度末残高
譲渡資産（住宅ローン債権）	5,075
譲渡資産に係る劣後債権	2,233

(注) 信託報酬及び分配益などの損益取引は、重要性が乏しいため記載しておりません。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり純資産額	円	△41.75	△46.20	△45.82
1株当たり 中間(当期)純利益金額	円	2.85	1.76	5.71
潜在株式調整後 1株当たり 中間(当期)純利益金額	円	1.57	0.75	3.69

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は次のとおりであります。

		前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	1,325,845	1,172,950	1,200,783
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	2,613,834	2,598,083	2,614,215
うち少数株主持分	百万円	142,272	126,521	127,364
うち優先株式	百万円	2,471,561	2,471,561	2,471,561
うち(中間)優先配当額	百万円	-	-	15,289
普通株式に係る(中間)期末の純資産額	百万円	△1,287,989	△1,425,132	△1,413,432
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	30,845,461	30,845,461	30,845,461

2 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益	百万円	87,936	54,318	206,759
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-	30,579
うち(中間)優先配当額	百万円	-	-	30,579
普通株式に係る中間(当期)純利益	百万円	87,936	54,318	176,180
普通株式の(中間)期中平均株式数	千株	30,844,956	30,845,461	30,845,209
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益調整額	百万円	-	-	21,323
うち(中間)優先配当額	百万円	-	-	21,323
普通株式増加数	千株	24,878,711	41,183,178	22,665,621
うち優先株式	千株	24,878,711	41,183,178	22,665,621
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		該当ありません。	該当ありません。	乙種第一回優先株式 (発行済株式総数 680,000千株) 戊種第一回優先株式 (発行済株式総数 240,000千株) 己種第一回優先株式 (発行済株式総数 80,000千株) なお、上記優先株式の概要は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)														
<p>—————</p>	<p>企業結合に関する重要な後発事象等</p> <p>当社の親会社である株式会社りそなホールディングス、当社及びりそな信託銀行株式会社（ともに株式会社りそなホールディングスの100%子会社）は、平成20年11月7日開催の各社取締役会において、関係当局の認可等を前提として、当社とりそな信託銀行株式会社が合併することについて基本合意し、同日付にて覚書を締結いたしました。</p> <p>1. 合併の目的</p> <p>当社とりそな信託銀行株式会社が有する信託機能の強化、専門性の維持・向上を通じ、お客さまにご提供するサービスレベルを高め、グループ価値の向上を図ることを目的としております。</p> <p>2. 合併の方法</p> <p>当社を吸収合併存続会社とし、りそな信託銀行株式会社を吸収合併消滅会社とします。</p> <p>3. りそな信託銀行株式会社の主な事業の内容、規模等</p> <table border="0" data-bbox="638 1153 981 1590"> <tr> <td>事業の内容</td> <td>銀行・信託業務</td> </tr> <tr> <td>経常収益</td> <td>40,387百万円 (平成20年3月期)</td> </tr> <tr> <td>当期純利益</td> <td>11,205百万円 (同上)</td> </tr> <tr> <td>総資産</td> <td>84,403百万円 (平成20年3月31日現在)</td> </tr> <tr> <td>総負債</td> <td>46,702百万円 (同上)</td> </tr> <tr> <td>資本金</td> <td>10,000百万円 (同上)</td> </tr> <tr> <td>純資産</td> <td>37,701百万円 (同上)</td> </tr> </table> <p>4. 合併の時期</p> <p>合併期日は平成21年4月1日を目処とします。</p> <p>なお、合併の効力発生は、関係当局の認可等を停止条件とします。</p>	事業の内容	銀行・信託業務	経常収益	40,387百万円 (平成20年3月期)	当期純利益	11,205百万円 (同上)	総資産	84,403百万円 (平成20年3月31日現在)	総負債	46,702百万円 (同上)	資本金	10,000百万円 (同上)	純資産	37,701百万円 (同上)	<p>東京本社ビルの譲渡</p> <p>当社は、平成20年4月28日開催の取締役会決議を経て、4月30日付で東京本社ビルを譲渡いたしました。</p> <p>東京本社ビルは、当社が保有し、親会社である株式会社りそなホールディングスをはじめとするりそなグループが使用しておりますが、譲渡後、当面は賃借により使用し、平成22年中には東京都江東区の深川地域に移転する予定です。</p> <p>本件は、移転により、地域やお客さまとのリレーションシップを一層深め、新しい企業文化の創造を目指すとともに、オフィスインフラの抜本的な改革を進め、本社部門の生産性の向上等に取組むことが目的です。</p> <p>譲渡先 三菱地所株式会社 譲渡資産 東京都千代田区大手町一丁目2番1他りそな・マルハビル、うち当社持分</p> <p>帳簿価額 581億円 譲渡価額 1,626億円 譲渡日 平成20年4月30日</p>
事業の内容	銀行・信託業務															
経常収益	40,387百万円 (平成20年3月期)															
当期純利益	11,205百万円 (同上)															
総資産	84,403百万円 (平成20年3月31日現在)															
総負債	46,702百万円 (同上)															
資本金	10,000百万円 (同上)															
純資産	37,701百万円 (同上)															

(2) 【その他】

該当ありません。

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部			
現金預け金	1,147,549	1,362,179	1,783,565
コールローン	1,234,040	1,055,385	1,252,187
債券貸借取引支払保証金	218,590	26,173	14,727
買入金銭債権	50,013	43,607	47,829
特定取引資産	8 546,233	8 562,977	8 413,988
有価証券	1, 2, 8, 16 4,618,583	1, 2, 8, 16 4,104,478	1, 2, 8, 16 3,950,786
貸出金	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 17,275,853	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 16,827,962	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 17,175,187
外国為替	7 68,441	7 110,296	7 60,173
その他資産	8 685,930	8 660,511	8 894,351
有形固定資産	10, 11, 15 303,584	10, 15 236,909	10, 11, 15 298,197
無形固定資産	7,981	33,771	8,335
繰延税金資産	272,914	243,480	262,574
支払承諾見返	16 545,166	496,795	513,724
貸倒引当金	364,768	360,864	322,878
投資損失引当金	13,058	-	-
資産の部合計	26,597,056	25,403,665	26,352,750
負債の部			
預金	8 19,092,572	8 18,635,548	8 19,284,738
譲渡性預金	2,296,020	2,110,750	2,281,440
コールマネー	1,102,116	8 480,912	8 996,231
売現先勘定	8 236,312	8 642,556	8 16,976
債券貸借取引受入担保金	8 27,644	-	8 10,626
特定取引負債	106,617	95,224	140,361
借入金	8, 12 432,775	8, 12 437,027	8, 12 538,047
外国為替	13,657	12,393	7,789
社債	13 739,455	13 679,817	13 692,730
信託勘定借	382,833	377,925	367,996
その他負債	396,065	357,871	379,472
未払法人税等		1,865	1,930
リース債務		25,395	
その他の負債		330,611	
賞与引当金	5,590	2,932	8,770
その他の引当金	2,568	15,413	13,598
特別法上の引当金	14 0	-	14 0
再評価に係る繰延税金負債	15 43,993	15 31,722	15 43,146
支払承諾	16 545,166	496,795	513,724
負債の部合計	25,423,390	24,376,891	25,295,651

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部			
資本金	279,928	279,928	279,928
資本剰余金	352,208	352,208	352,208
資本準備金	279,928	279,928	279,928
その他資本剰余金	72,280	72,280	72,280
利益剰余金	311,963	289,959	240,740
その他利益剰余金	311,963	289,959	240,740
繰越利益剰余金	311,963	289,959	240,740
株主資本合計	944,100	922,097	872,877
その他有価証券評価差額金	184,702	64,856	104,727
繰延ヘッジ損益	16,228	3,352	19,621
土地再評価差額金	15 61,090	15 43,173	15 59,872
評価・換算差額等合計	229,564	104,677	184,221
純資産の部合計	1,173,665	1,026,774	1,057,099
負債及び純資産の部合計	26,597,056	25,403,665	26,352,750

【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
経常収益	362,842	327,146	741,667
資金運用収益	232,902	225,900	468,646
(うち貸出金利息)	181,978	180,884	368,520
(うち有価証券利息配当金)	21,423	18,316	38,564
信託報酬	3,986	3,448	8,637
役務取引等収益	58,138	48,562	114,184
特定取引収益	13,202	1,572	70,168
その他業務収益	30,396	29,729	41,114
その他経常収益	※1 24,216	※1 17,933	※1 38,916
経常費用	291,321	333,892	620,934
資金調達費用	63,129	58,285	125,806
(うち預金利息)	27,302	28,332	56,697
役務取引等費用	21,168	20,551	44,728
特定取引費用	97	7,379	464
その他業務費用	41,687	6,000	87,452
営業経費	※2 110,257	※2 110,176	224,384
その他経常費用	※3 54,981	※3 131,499	※3 138,096
経常利益又は経常損失(△)	71,520	△6,745	120,733
特別利益	※4 23,181	※4 115,449	※4 88,232
特別損失	※5 2,508	※5 2,501	※5 4,301
税引前中間純利益	92,193	106,202	204,664
法人税、住民税及び事業税	△15,655	13,810	△30,123
過年度法人税等	—	△4,295	—
法人税等調整額	20,065	45,792	36,048
法人税等合計		55,307	
中間純利益	87,783	50,894	198,739

【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	279,928	279,928	279,928
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	279,928	279,928	279,928
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	279,928	279,928	279,928
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	279,928	279,928	279,928
その他資本剰余金			
前期末残高	72,280	72,280	72,280
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	72,280	72,280	72,280
資本剰余金合計			
前期末残高	352,208	352,208	352,208
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	352,208	352,208	352,208
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
前期末残高	587,129	240,740	587,129
当中間期変動額			
剰余金の配当	△363,271	△18,374	△546,668
中間純利益	87,783	50,894	198,739
土地再評価差額金の取崩	322	16,699	1,540
当中間期変動額合計	△275,165	49,219	△346,388
当中間期末残高	311,963	289,959	240,740
株主資本合計			
前期末残高	1,219,266	872,877	1,219,266
当中間期変動額			
剰余金の配当	△363,271	△18,374	△546,668
中間純利益	87,783	50,894	198,739
土地再評価差額金の取崩	322	16,699	1,540
当中間期変動額合計	△275,165	49,219	△346,388
当中間期末残高	944,100	922,097	872,877

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	224,805	104,727	224,805
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△40,102	△39,870	△120,078
当中間期変動額合計	△40,102	△39,870	△120,078
当中間期末残高	184,702	64,856	104,727
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	△15,452	19,621	△15,452
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△776	△22,974	35,073
当中間期変動額合計	△776	△22,974	35,073
当中間期末残高	△16,228	△3,352	19,621
土地再評価差額金			
前期末残高	61,412	59,872	61,412
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△322	△16,699	△1,540
当中間期変動額合計	△322	△16,699	△1,540
当中間期末残高	61,090	43,173	59,872
評価・換算差額等合計			
前期末残高	270,766	184,221	270,766
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△41,201	△79,544	△86,544
当中間期変動額合計	△41,201	△79,544	△86,544
当中間期末残高	229,564	104,677	184,221
純資産合計			
前期末残高	1,490,032	1,057,099	1,490,032
当中間期変動額			
剰余金の配当	△363,271	△18,374	△546,668
中間純利益	87,783	50,894	198,739
土地再評価差額金の取崩	322	16,699	1,540
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△41,201	△79,544	△86,544
当中間期変動額合計	△316,366	△30,324	△432,933
当中間期末残高	1,173,665	1,026,774	1,057,099

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
2 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については中間決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	同左	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。	同左	同左

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
4 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 有形固定資産は、建物については定額法、動産については定率法をそれぞれ採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：2年～50年 動産：2年～20年 (会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ18百万円減少しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ194百万円減少しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、建物については定額法、動産については定率法をそれぞれ採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：2年～50年 その他：2年～20年</p>	<p>(1) 有形固定資産 有形固定資産は、建物については定額法、動産については定率法をそれぞれ採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：2年～50年 動産：2年～20年 (会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ75百万円減少しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により、経常利益及び税引前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ373百万円減少しております。</p> <p>また、平成22年度中に予定している東京本社ビルの移転に際し除却が見込まれる有形固定資産について、耐用年数の見直しを行い、当事業年度において、臨時償却を行いました。これに伴い、経常利益及び税引前当期純利益は1,332百万円減少しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(2) 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p> <p style="text-align: center;">———</p>	<p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p> <p>なお、所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産と同一の方法により償却しております。</p>	<p>(2) 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p> <p style="text-align: center;">———</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
5 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>なお、破綻懸念先のうち、キャッシュ・フロー一見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は249,596百万円であります。</p>	<p>なお、破綻懸念先のうち、キャッシュ・フロー一見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は321,132百万円であります。</p>	<p>なお、破綻懸念先のうち、キャッシュ・フロー一見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は286,882百万円であります。</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	——	(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
	(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。 なお、賞与引当金は業績インセンティブ給与が制度として定着し、当中間会計期間に帰属する額を合理的に見積もることが出来るようになったため、当中間会計期間より計上しております。	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 前事業年度までは、財務諸表作成時に業績インセンティブ給与の支給総額が確定していたため、未払金としてその他の負債に含めて計上しておりましたが、当事業年度より、一部計算が未確定となるため、合理的な見積額を賞与引当金として計上しております。 なお、前事業年度において業績インセンティブ給与として計上した未払金は8,144百万円であります。

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(4) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は、以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務： 発生年度に一括して損益処理</p> <p>数理計算上の差異： 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p>	<p>(3) 退職給付引当金 同左</p>	<p>(4) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は、以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務： 発生年度に一括して損益処理</p> <p>数理計算上の差異： 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(5) その他の引当金 その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。 主な内訳は次のとおりであります。 預金払戻損失引当金 負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。</p>	<p>(4) その他の引当金 その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。 主な内訳は次のとおりであります。 信託取引損失引当金 10,782百万円 当社が受託者として管理・運用している元本補填契約のない信託取引について、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。 預金払戻損失引当金 2,989百万円 負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。 信用保証協会負担金引当金 1,000百万円 信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積もり計上しております。</p>	<p>(5) その他の引当金 その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。 主な内訳は次のとおりであります。 信託取引損失引当金 10,686百万円 当社が受託者として管理・運用している元本補填契約のない信託取引について、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。 預金払戻損失引当金 1,960百万円 負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。 信用保証協会負担金引当金 700百万円 信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積もり計上しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(6) 金融商品取引責任準備金 受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p> <p>なお、従来、金融先物取引法第81条及び証券取引法第65条の2第7項において準用する証券取引法第51条の規定に基づき、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金を計上しておりましたが、平成19年9月30日に金融商品取引法が施行されたことに伴い、当中間会計期間から金融商品取引責任準備金として計上しております。</p>	<p>(5) 金融商品取引責任準備金 金融商品取引責任準備金は、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	<p>(6) 金融商品取引責任準備金 金融商品取引責任準備金は、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p> <p>なお、従来、証券取引法第65条の2第7項において準用する証券取引法第51条の規程に基づき、証券取引責任準備金を計上しておりましたが、平成19年9月30日に金融商品取引法が施行されたことに伴い、当事業年度から金融商品取引責任準備金として計上しております。</p>
6 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
8 ヘッジ会計の方法	(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。	(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。	(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しております。また、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は3,312百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は4,265百万円（同前）であります。</p>	<p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しております。また、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は902百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は1,566百万円（同前）であります。</p>	<p>また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しております。また、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は1,804百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は2,651百万円（同前）であります。</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、外貨建子会社株式及び外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(ハ)内部取引等 デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間又は内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。 なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。	(ハ)内部取引等 同左	(ハ)内部取引等 同左
9 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式により行っております。	同左	同左
10 連結納税制度の適用	株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。	同左	同左

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。 なお、これによる影響は軽微であります。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>

【表示方法の変更】

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
<p style="text-align: center;">—————</p>	<p>(中間貸借対照表関係) 「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年7月11日)により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から「その他負債」中の「未払法人税等」、「リース債務」及び「その他の負債」を内訳表示しております。</p>

【追加情報】

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>固定資産の減損に係る会計基準の適用にあたり、稼働資産については、前事業年度の下期において、グルーピングの単位を一定の地域等から、継続的な収支の管理・把握を実施している各営業店に変更いたしました。従って、前中間会計期間は、変更後の方法によった場合に比べ、税引前中間純利益は1,605百万円多く計上されております。</p>	<p style="text-align: center;">—————</p>	<p style="text-align: center;">—————</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>※1 関係会社の株式及び出資総額 29,421百万円</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。 無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は148,495百万円、再貸付けに供している有価証券は9,902百万円、当中間会計期間末に当該処分をせず所有しているものは4,927百万円であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は14,429百万円、延滞債権額は288,075百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>※1 関係会社の株式及び出資総額 29,421百万円</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。 無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当中間会計期間末に当該処分をせず所有しているものは54百万円ですが、(再)担保に差し入れている有価証券及び再貸付けに供している有価証券はありません。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は28,889百万円、延滞債権額は318,443百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>※1 関係会社の株式及び出資総額 29,421百万円</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。 無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当事業年度末に当該処分をせず所有しているものは54百万円ですが、(再)担保に差し入れている有価証券及び再貸付けに供している有価証券はありません。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は12,967百万円、延滞債権額は248,186百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は7,366百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は11,275百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は4,173百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>
<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は151,722百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は149,278百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は137,923百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>
<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は461,593百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は507,887百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は403,250百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>
<p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は203,289百万円であります。</p>	<p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は160,058百万円であります。</p>	<p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は178,572百万円であります。</p>

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 特定取引資産 221,670百万円 有価証券 2,066,059百万円 貸出金 160,006百万円 その他資産 3,950百万円</p> <p>担保資産に対応する債務 預金 67,370百万円 売現先勘定 236,312百万円 債券貸借取引受入担保金 27,644百万円 借入金 398,800百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券831,414百万円及びその他資産14,671百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は3,222百万円、敷金保証金は16,948百万円であります。</p>	<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 特定取引資産 268,558百万円 有価証券 2,478,041百万円 貸出金 158,262百万円 その他資産 3,903百万円</p> <p>担保資産に対応する債務 預金 150,420百万円 コールマネー 200,000百万円 売現先勘定 642,556百万円 借入金 418,000百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券599,858百万円及びその他資産48,445百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は3,466百万円、敷金保証金は18,197百万円であります。</p>	<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 特定取引資産 96,807百万円 有価証券 1,890,867百万円 貸出金 180,846百万円 その他資産 3,940百万円</p> <p>担保資産に対応する債務 預金 128,425百万円 コールマネー 250,000百万円 売現先勘定 16,976百万円 債券貸借取引受入担保金 10,626百万円 借入金 517,000百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券668,011百万円及びその他資産89,126百万円を差し入れております。 また、その他の資産のうち敷金保証金は16,912百万円あります。</p>

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、7,208,098百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが6,909,503百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、6,907,121百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが6,662,088百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、6,852,883百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが6,558,452百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>
<p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 136,834百万円</p>	<p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 134,289百万円</p>	<p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 138,213百万円</p>
<p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 44,687百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p>		<p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 44,423百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円)</p>

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金29,000百万円が含まれております。</p> <p>※13 社債は全額劣後特約付社債であります。</p> <p>※14 特別法上の引当金として金融商品取引責任準備金0百万円を計上しております。</p> <p>※15 株式会社あさひ銀行及び株式会社奈良銀行より継承した事業用の土地については、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。</p>	<p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金15,000百万円が含まれております。</p> <p>※13 社債は全額劣後特約付社債であります。</p> <p>※15 株式会社あさひ銀行及び株式会社奈良銀行より継承した事業用の土地については、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。</p>	<p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金16,000百万円が含まれております。</p> <p>※13 社債は全額劣後特約付社債であります。</p> <p>※14 特別法上の引当金として金融商品取引責任準備金0百万円を計上しております。</p> <p>※15 株式会社あさひ銀行及び株式会社奈良銀行より継承した事業用の土地については、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。</p>

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>※16 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当社の保証債務の額は420,991百万円であります。</p> <p>なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、相殺しております。</p> <p>前中間会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ471,712百万円減少します。</p> <p>17 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託471,455百万円であります。</p>	<p>※16 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当社の保証債務の額は328,303百万円であります。</p> <p>17 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託440,982百万円であります。</p>	<p>※16 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当社の保証債務の額は379,962百万円であります。</p> <p>17 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託433,580百万円であります。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
※1 その他経常収益には、 株式等売却益 12,655百万円 を含んでおります。	※1 その他経常収益には、 株式等売却益 8,895百万円 を含んでおります。	※1 その他経常収益には、 株式等売却益 17,743百万円 を含んでおります。
※2 減価償却実施額は下記のとおり であります。 有形固定資産 3,507百万円 無形固定資産 952百万円	※2 減価償却実施額は下記のとおり であります。 有形固定資産 3,460百万円 無形固定資産 1,088百万円 リース資産 1,747百万円	
※3 その他経常費用には、 貸倒引当金繰入額 9,607百万円 貸出金償却 19,185百万円 株式等売却損 20,503百万円 を含んでおります。	※3 その他経常費用には、 貸倒引当金繰入額 52,865百万円 貸出金償却 63,128百万円 株式等償却 8,431百万円 を含んでおります。	※3 その他経常費用には、 貸出金償却 54,562百万円 株式等売却損 37,589百万円 株式等償却 24,801百万円 を含んでおります。
※4 特別利益には、 償却債権取立益 23,122百万円 を含んでおります。	※4 特別利益には、 固定資産処分益 104,743百万円 償却債権取立益 10,706百万円 を含んでおります。	※4 特別利益には、 償却債権取立益 30,937百万円 債権売却益 40,000百万円 投資損失引当金取崩額 13,058百万円 を含んでおります。
※5 特別損失には、 減損損失 1,956百万円 を含んでおります。	※5 特別損失には、 減損損失 2,160百万円 を含んでおります。	※5 特別損失には、 減損損失 2,774百万円 を含んでおります。

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
種類株式 丁種第一回優先株式	—	60	60	—	(注)

(注) 取得権行使による増加及び取得した自己株式の消却による減少であります。

II 当中間会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当ありません。

III 前事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
種類株式 丁種第一回優先株式	—	60	60	—	(注)

(注) 取得権行使による増加及び取得した自己株式の消却による減少であります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
(借手側)	(借手側)	(借手側)
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	1 ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 (ア)有形固定資産 主として、現金自動機であります。 (イ)無形固定資産 ソフトウェアであります。なお、中間貸借対照表に無形固定資産として計上しているもの以外に、ソフトウェアのリース取引と役務提供取引が一体化されているシステムアウトソーシング契約により、支払金額が確定している将来費用の総額は、27,017百万円であります。 (2)リース資産の減価償却の方法 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。 (3) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引	1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 動産 12,085百万円 減価償却累計額相当額 動産 6,462百万円 中間会計期間末残高相当額 動産 5,623百万円 ・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1年内 1,988百万円 1年超 4,002百万円 合計 5,991百万円	・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 8,782百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 5,360百万円 中間会計期間末残高相当額 有形固定資産 3,422百万円 ・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1年内 1,448百万円 1年超 2,382百万円 合計 3,831百万円	・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 動産 12,050百万円 減価償却累計額相当額 動産 6,914百万円 期末残高相当額 動産 5,135百万円 ・未経過リース料期末残高相当額 1年内 1,999百万円 1年超 3,569百万円 合計 5,569百万円

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 1,103百万円 減価償却費 1,062百万円 相当額 支払利息相当額 84百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 2 オペレーティング・リース取引 <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 14百万円 1年超 2百万円 合計 17百万円 <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 951百万円 減価償却費 934百万円 相当額 支払利息相当額 60百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 2 オペレーティング・リース取引 <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 4,482百万円 1年超 4,654百万円 合計 9,137百万円 <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 2,200百万円 減価償却費 2,151百万円 相当額 支払利息相当額 158百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 2 オペレーティング・リース取引 <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 10百万円 1年超 2百万円 合計 13百万円 <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p>
(貸手側) _____	(貸手側) <ul style="list-style-type: none"> 1 オペレーティング・リース取引 <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 42百万円 1年超 397百万円 合計 439百万円 	(貸手側) _____

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

I 前中間会計期間末(平成19年9月30日現在)
該当ありません。

II 当中間会計期間末(平成20年9月30日現在)
該当ありません。

III 前事業年度末(平成20年3月31日現在)
該当ありません。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>—————</p>	<p>(企業結合に関する重要な後発事象等)</p> <p>当社の親会社である株式会社りそなホールディングス、当社及びりそな信託銀行株式会社(ともに株式会社りそなホールディングスの100%子会社)は、平成20年11月7日開催の各社取締役会において、関係当局の認可等を前提として、当社とりそな信託銀行株式会社が合併することについて基本合意し、同日付にて覚書を締結いたしました。</p> <p>1. 合併の目的 当社とりそな信託銀行株式会社が有する信託機能の強化、専門性の維持・向上を通じ、お客さまにご提供するサービスレベルを高め、グループ価値の向上を図ることを目的としております。</p> <p>2. 合併の方法 当社を吸収合併存続会社とし、りそな信託銀行株式会社を吸収合併消滅会社とします。</p> <p>3. りそな信託銀行株式会社の主な事業の内容、規模等</p> <p>事業の内容 銀行・信託業務 経常収益 40,387百万円 (平成20年3月期) 当期純利益 11,205百万円 (同上) 総資産 84,403百万円 (平成20年3月31日現在) 総負債 46,702百万円 (同上) 資本金 10,000百万円 (同上) 純資産 37,701百万円 (同上)</p> <p>4. 合併の時期 合併期日は平成21年4月1日を目処とします。 なお、合併の効力発生は、関係当局の許可等を停止条件とします。</p>	<p>(東京本社ビルの譲渡)</p> <p>当社は、平成20年4月28日開催の取締役会決議を経て、4月30日付で東京本社ビルを譲渡いたしました。 東京本社ビルは、当社が保有し、親会社である株式会社りそなホールディングスをはじめとするりそなグループが使用しておりますが、譲渡後、当面は賃借により使用し、平成22年中には東京都江東区の深川地域に移転する予定です。 本件は、移転により、地域やお客さまとのリレーションシップを一層深め、新しい企業文化の創造を目指すとともに、オフィスインフラの抜本的な改革を進め、本社部門の生産性の向上等に取組むことが目的です。</p> <p>譲渡先 三菱地所株式会社 譲渡資産 東京都千代田区大手町一丁目2番1他 りそな・マルハビル、うち当社持分 帳簿価額 581億円 譲渡価額 1,626億円 譲渡日 平成20年4月30日</p>

(2) 【その他】

信託財産残高表

資産

科目	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)		当中間会計期間末 (平成20年9月30日)		前事業年度 (平成20年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	140,978	8.95	119,121	7.60	126,327	8.19
有価証券	0	0.00	0	0.00	0	0.00
信託受益権	356	0.02	—	—	—	—
受託有価証券	327	0.02	372	0.02	327	0.02
金銭債権	384,116	24.40	348,948	22.27	374,501	24.26
有形固定資産	624,542	39.67	682,711	43.57	632,020	40.95
無形固定資産	3,320	0.21	3,568	0.23	4,165	0.27
その他債権	10,636	0.68	10,036	0.64	12,613	0.82
銀行勘定貸	382,833	24.32	377,925	24.12	367,996	23.84
現金預け金	27,274	1.73	24,221	1.55	25,498	1.65
合計	1,574,386	100.00	1,566,906	100.00	1,543,450	100.00

負債

科目	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)		当中間会計期間末 (平成20年9月30日)		前事業年度 (平成20年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	505,571	32.11	470,981	30.06	470,264	30.47
財産形成給付信託	1,598	0.10	1,011	0.06	1,272	0.08
金銭信託以外の金銭の信託	0	0.00	0	0.00	0	0.00
有価証券の信託	327	0.02	372	0.02	327	0.02
金銭債権の信託	402,721	25.58	370,841	23.67	398,201	25.80
土地及びその定着物の信託	152,653	9.70	121,237	7.74	121,327	7.86
土地及びその定着物の賃借権の信託	4,759	0.30	4,771	0.30	4,691	0.31
包括信託	506,754	32.19	597,688	38.15	547,364	35.46
合計	1,574,386	100.00	1,566,906	100.00	1,543,450	100.00

(注) 1 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。

2 共同信託他社管理財産 前中間会計期間末72,868百万円、当中間会計期間末20,458百万円、前事業年度72,982百万円

3 元本補てん契約のある信託の貸出金 前中間会計期間末140,744百万円のうち破綻先債権額は44百万円、延滞債権額は26,653百万円、3ヵ月以上延滞債権額は8百万円、貸出条件緩和債権額は4,230百万円であります。
また、これらの債権額の合計額は30,937百万円であります。

4 元本補てん契約のある信託の貸出金 当中間会計期間末119,000百万円のうち破綻先債権額は46百万円、延滞債権額は19,709百万円、3ヵ月以上延滞債権額は112百万円、貸出条件緩和債権額は3,912百万円であります。
また、これらの債権額の合計額は23,781百万円であります。

5 元本補てん契約のある信託の貸出金 前事業年度126,144百万円のうち破綻先債権額は104百万円、延滞債権額は20,021百万円、3ヵ月以上延滞債権額は-百万円、貸出条件緩和債権額は3,963百万円であります。
また、これらの債権額の合計額は24,090百万円であります。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | |
|--|---------------------------|
| (1) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象が発生した場合）に基づく臨時報告書であります。 | 平成20年5月2日
近畿財務局長に提出。 |
| (2) 訂正発行登録書
平成20年1月25日付社債の募集に係る発行登録書の訂正発行登録書であります。 | 平成20年5月2日
近畿財務局長に提出。 |
| (3) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度 自 平成19年4月1日
(第6期) 至 平成20年3月31日 | 平成20年6月27日
近畿財務局長に提出。 |
| (4) 訂正発行登録書
平成20年1月25日付社債の募集に係る発行登録書の訂正発行登録書であります。 | 平成20年6月27日
近畿財務局長に提出。 |
| (5) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3（吸収合併の覚書締結）に基づく臨時報告書であります。 | 平成20年11月10日
近畿財務局長に提出。 |
| (6) 訂正発行登録書
平成20年1月25日付社債の募集に係る発行登録書の訂正発行登録書であります。 | 平成20年11月10日
近畿財務局長に提出。 |
| (7) 半期報告書の訂正報告書
平成19年12月25日に提出した半期報告書に係る訂正報告書であります。 | 平成20年11月26日
近畿財務局長に提出。 |
| (8) 有価証券報告書の訂正報告書
上記(3)に係る訂正報告書であります。 | 平成20年11月26日
近畿財務局長に提出。 |
| (9) 訂正発行登録書
平成20年1月25日付社債の募集に係る発行登録書の訂正発行登録書であります。 | 平成20年11月26日
近畿財務局長に提出。 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月21日

株式会社りそな銀行
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	古 澤	茂	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大 森	茂	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	岸 野	勝	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそな銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそな銀行及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月21日

株式会社りそな銀行
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	古 澤	茂	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	岸 野	勝	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	牧 野	あや子	㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそな銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそな銀行及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

企業結合に関する重要な後発事象等に記載されているとおり、会社の親会社である株式会社りそなホールディングス、会社及びりそな信託銀行株式会社は、平成20年11月7日開催の各社取締役会において、関係当局の認可等を前提として、会社とりそな信託銀行株式会社が合併することについて基本合意し、同日付にて覚書を締結した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月21日

株式会社りそな銀行

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	古 澤	茂	Ⓜ
----------------	-------	-----	---	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	大 森	茂	Ⓜ
----------------	-------	-----	---	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	岸 野	勝	Ⓜ
----------------	-------	-----	---	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそな銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第6期事業年度の中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそな銀行の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 前中間会計期間の中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月21日

株式会社りそな銀行
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	古 澤	茂	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	岸 野	勝	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	牧 野	あや子	㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそな銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第7期事業年度の中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそな銀行の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

企業結合に関する重要な後発事象等に記載されているとおり、会社の親会社である株式会社りそなホールディングス、会社及びりそな信託銀行株式会社は、平成20年11月7日開催の各社取締役会において、関係当局の認可等を前提として、会社とりそな信託銀行株式会社が合併することについて基本合意し、同日付にて覚書を締結した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5の2第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成20年11月27日
【会社名】	株式会社りそな銀行
【英訳名】	Resona Bank, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 水田 廣行
【最高財務責任者の役職氏名】	該当ありません
【本店の所在の場所】	大阪市中央区備後町二丁目2番1号
【縦覧に供する場所】	該当ありません

1 【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長水田廣行は、当社の第7期中間会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)の半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。